

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第40号	さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例	議 員 提 案	令和4年12月14日
条例第41号	さいたま市情報公開条例等の一部を改正する条例	行政透明推進課	令和4年12月28日
条例第42号	さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例	行政透明推進課	令和4年12月28日
条例第43号	さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和4年12月28日
条例第44号	さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例	職 員 課	令和4年12月28日
条例第45号	さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	職 員 課	令和4年12月28日
条例第46号	さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例	税 制 課	令和4年12月28日
条例第47号	さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	区 政 推 進 部	令和4年12月28日
条例第48号	さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	教 職 員 給 与 課	令和4年12月28日
条例第49号	さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例及びさいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例	障 害 政 策 課	令和4年12月28日
条例第50号	さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例	下 水 道 総 務 課	令和4年12月28日
条例第51号	さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例	議 員 提 案	令和4年12月28日

さいたま市条例第40号

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年さいたま市条例第124号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(各選挙区において選挙すべき議員の数) 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。 選挙区 議員数 西区 4人 北区 7人 大宮区 5人 見沼区 8人 中央区 5人 桜区 <u>4人</u> 浦和区 7人 南区 9人 緑区 <u>6人</u> 岩槻区 5人	(各選挙区において選挙すべき議員の数) 第2条 公職選挙法（昭和25年法律第100号） 第15条第8項の規定により、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。 選挙区 議員数 西区 4人 北区 7人 大宮区 5人 見沼区 8人 中央区 5人 桜区 <u>5人</u> 浦和区 7人 南区 9人 緑区 <u>5人</u> 岩槻区 5人

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この条例による改正後のさいたま市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される一般選挙から適用する。

さいたま市条例第41号

さいたま市情報公開条例等の一部を改正する条例

(さいたま市情報公開条例の一部改正)

第1条 さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が<u>公務員等</u>（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（<u>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。</u>）<u>独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政</u></p>	<p>(行政情報の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ 当該個人が<u>公務員</u>（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員<u>及び</u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員</u>の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに<u>当該公務員</u>の</p>

法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ [略]

- (4) 市及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5)~(7) [略]

- (8) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

氏名に係る部分であって公にしても当該公務員の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ [略]

- (4) 市及び国等(国又は他の地方公共団体をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5)~(7) [略]

(さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成13年さいたま市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)</u>第19条並びに<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>第105条第3項において準用する同条第1項及び<u>さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年さいたま市条例第51号。以下「市議会個人情報保護条例」という。)</u>第47条の規定に基づく諮問に応じて、審査請求について審査するため、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年さいたま市条例第42号)第3条第1項に規定する実施機関をいう。</u></p> <p>(2) 行政情報 <u>情報公開条例第2条第2号に規定する行政情報をいう。</u></p> <p>(3) 保有個人情報 <u>個人情報保護法第60条第1項及び市議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。</u></p> <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関に対しては情報公開条例第11条の決定(以下「行政情報開示決定等」という。)</u>に係る行政情報又は<u>個人情報保護法第82条の決定(以下「保有個人情報開示決定等」という。)</u>、<u>個人情報保護法第93条の決定(以下「訂正決定等」という。)</u>若しくは<u>個人情報保護法第101条の決定(以下「利用停止決定等」という。)</u>に係る保有個人情報の提示を、議会に対しては行政情報開示決定等に係る行政情報又は<u>市議会個人情報保護条例第26条の決定(以下「議会保有個人情報開示決定等」という。)</u>、<u>市議会個人情報保護条例</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)</u>第19条及び<u>さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>第30条の規定に基づく諮問に応じて、審査請求について審査するため、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 <u>情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。</u></p> <p>(2) 行政情報 <u>情報公開条例第2条第2号及び個人情報保護条例第2条第8号に規定する行政情報をいう。</u></p> <p>(3) 個人情報 <u>個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。</u></p> <p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>実施機関に対し、情報公開条例第11条各項の決定(以下「行政情報開示決定等」という。)</u>に係る行政情報又は<u>個人情報保護条例第18条各項の決定(以下「個人情報開示決定等」という。)</u>に係る個人情報若しくは<u>同条例第26条第1項若しくは第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)</u>に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報及び<u>個人情報の開示を求め</u></p>

第36条の決定（以下「議会訂正決定等」という。）若しくは市議会個人情報保護条例第43条の決定（以下「議会利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政情報及び保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関及び議会は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対しては行政情報開示決定等に係る行政情報又は保有個人情報開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を、議会に対しては行政情報開示決定等に係る行政情報又は議会保有個人情報開示決定等、議会訂正決定等若しくは議会利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、関係実施機関及び議会の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人、参加人、情報公開条例第19条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁、個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関又は市議会個人情報保護条例第47条の規定により審査会に諮問をした議長（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、行政情報開示決定等に係る行政情報又は個人情報開示決定等若しくは訂正決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、審査のために必要があると認めるときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）、関係実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、審査請求人、参加人又は情報公開条例第19条第1項若しくは個人情報保護条例第30条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁（以下「審査請求人等」という。）から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 [略]

（さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正）

第3条 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年さいたま市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)</u>に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、<u>さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年さいたま市条例第42号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)</u>及び<u>さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年さいたま市条例第51号。以下「市議会個人情報保護条例」という。)</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>情報公開条例並びに個人情報保護法、個人情報保護法施行条例及び市議会個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p> <p>(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により意見を聴くこととされた事項</u></p> <p>2 審議会は、<u>個人情報保護法施行条例又は市議会個人情報保護条例の規定により審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(職務権限)</p> <p>第7条 審議会は、審議のため必要があると認める</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。)</u>に基づく情報公開制度及び<u>さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>実施機関(情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第3号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)</u>の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項</u></p> <p>2 審議会は、<u>個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(職務権限)</p> <p>第7条 審議会は、審議のため必要があると認める</p>

ときは、関係実施機関（個人情報保護法施行条例第3条第1項に規定する実施機関をいう。）及び議会の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

ときは、関係実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市情報公開条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後の行政情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）について適用し、同日前の開示請求については、なお従前の例による。

さいたま市条例第42号

さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

（個人情報取扱事務等の届出）

第3条 実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項に規定する個人情報取扱事務を新たに開始した後に、法第69条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を経常的に自ら利用し、又は提供すること（以下「目的外利用等」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務又は前項の規定による届出に係る目的外利用等を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あ

らかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務又は目的外利用等を開始し、変更し、又は廃止した日以後において、当該届出をすることができる。

5 市長は、前各項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項をさいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年さいたま市条例第20号）第1条のさいたま市情報公開・個人情報保護審議会（第14条において「審議会」という。）に報告しなければならない。

6 市長は、第1項から第4項までの規定による届出に係る事項を規則で定めるところにより公示しなければならない。

7 市長は、第1項から第4項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

（個人情報保護管理者）

第4条 実施機関は、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

（条例により開示することとする情報）

第5条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条第2号ウに掲げる情報（公務員等の氏名に係るものに限り、法第78条第1項各号（第2号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第6条 法第89条第2項に規定する条例で定める手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求書の記載事項）

第7条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

（開示決定等の期限）

第8条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなけ

ればならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第9条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(保有個人情報の開示の際の本人確認)

第10条 保有個人情報の閲覧又は対面による写しの交付により開示を受ける者は、法第77条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法第76条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

(訂正請求書の記載事項)

第11条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求書の記載事項)

第12条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、

2 1, 0 0 0 円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに 3, 9 5 0 円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第 1 1 9 条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第 1 1 5 条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第 1 1 9 条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第 1 1 5 条（法第 1 1 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 1 2, 6 0 0 円

（審議会への諮問）

第 1 4 条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（実施状況の公表）

第 1 5 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関における個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第 1 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のさいたま市個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第12条又は第24条の規定による請求がされた場合における改正前の条例に規定する個人情報の開示並びに訂正、利用の停止及び削除並びに提供の停止については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第30条に規定する審査請求があった場合における同条の規定による手続については、なお従前の例による。

（さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

4 さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年さいたま市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（個人情報の取扱い） 第7条 指定管理者が施設の管理に当たって個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報</u>をいう。）を取り扱う場合については、<u>同法</u>の例により、適正に取り扱わなければならない。</p>	<p>（個人情報の取扱い） 第7条 指定管理者が施設の管理に当たって個人情報（<u>さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第2条第1号に規定する個人情報</u>をいう。）を取り扱う場合については、<u>同条例</u>の例により、適正に取り扱わなければならない。</p>

（さいたま市債権管理条例の一部改正）

5 さいたま市債権管理条例（平成28年さいたま市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(債務者に関する情報の共有)</p> <p>第7条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（<u>さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年さいたま市条例第42号）第3条第1項に規定する実施機関</u>をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、<u>他の実施機関及び議会</u>に提供し、又は他の実施機関及び議会から収集することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(債務者に関する情報の共有)</p> <p>第7条 市長等は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（<u>さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第2条第3号に規定する実施機関</u>をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2・3 [略]</p>

さいたま市条例第43号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

第2条 さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了し、退職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第44号

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

第2条 さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以</p>

<p>期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第45号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p>

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	145,900	234,200	268,900	304,900	351,000	393,100	446,000	504,200
	2	147,100	236,000	271,000	307,000	353,500	395,700	448,900	507,000
	3	148,200	237,700	273,000	309,000	356,000	398,300	451,700	509,900
	4	149,300	239,500	275,100	311,100	358,500	400,900	454,600	512,800
	5	150,400	241,200	277,100	313,100	360,900	403,400	457,400	515,700
	6	151,700	242,900	279,100	315,100	363,400	405,900	460,300	518,400
	7	152,900	244,600	281,100	317,100	365,800	408,400	463,100	521,100
	8	154,200	246,300	283,100	319,100	368,200	410,900	466,000	523,800
	9	155,400	247,900	285,000	321,100	370,600	413,300	468,800	526,500
	10	157,100	249,600	287,000	323,100	373,000	415,800	471,600	529,000
	11	158,800	251,300	288,900	325,100	375,400	418,300	474,400	531,400
	12	160,500	253,000	290,900	327,100	377,800	420,800	477,200	533,800
	13	162,200	254,600	292,800	329,000	380,200	423,200	479,900	536,200
	14	164,000	256,300	294,800	331,000	382,600	425,600	482,400	538,200
	15	165,700	257,900	296,700	332,900	385,000	428,000	484,900	540,200
	16	167,400	259,600	298,600	334,800	387,400	430,400	487,400	542,200
	17	169,100	261,200	300,500	336,700	389,700	432,700	489,900	544,100
	18	170,900	262,900	302,500	338,600	392,000	435,000	492,100	545,800
	19	172,600	264,500	304,400	340,500	394,200	437,300	494,300	547,500
	20	174,300	266,200	306,400	342,400	396,400	439,600	496,500	549,200
	21	176,000	267,800	308,300	344,200	398,600	441,900	498,700	550,800
	22	177,800	269,500	310,300	346,100	400,800	443,600	500,300	552,200
	23	179,500	271,100	312,200	347,900	402,900	445,300	501,800	553,600
	24	181,200	272,800	314,100	349,800	405,100	447,000	503,400	555,000
	25	182,900	274,400	316,000	351,600	407,200	448,700	504,900	556,300
	26	184,700	276,100	318,000	353,400	409,100	450,300	506,200	
	27	186,500	277,700	319,900	355,200	411,000	451,900	507,400	
	28	188,300	279,400	321,800	357,000	412,900	453,500	508,600	
	29	190,000	281,000	323,700	358,800	414,800	455,000	509,800	
	30	191,800	282,700	325,600	360,600	416,300	456,500	510,700	
	31	193,600	284,300	327,500	362,300	417,800	458,000	511,600	
	32	195,400	286,000	329,400	364,100	419,300	459,500	512,500	
	33	197,200	287,600	331,300	365,800	420,800	461,000	513,300	
	34	199,000	289,300	333,200	367,500	422,100	462,400	514,100	
	35	200,800	290,900	335,000	369,200	423,400	463,700	514,800	
	36	202,600	292,500	336,900	370,900	424,700	465,000	515,600	
	37	204,400	294,100	338,700	372,500	426,000	466,300	516,300	
	38	206,200	295,800	340,600	374,100	427,300	467,500		
	39	208,000	297,400	342,400	375,700	428,500	468,700		
	40	209,800	299,000	344,300	377,300	429,800	469,900		
	41	211,600	300,600	346,100	378,800	431,000	471,000		
	42	213,500	302,200	347,700	380,400	431,900	472,000		
	43	215,300	303,700	349,200	381,900	432,700	473,000		
	44	217,200	305,200	350,700	383,500	433,500	474,000		
	45	219,000	306,700	352,200	385,000	434,300	474,900		

46	220,900	308,100	353,800	386,300	435,100	475,600
47	222,800	309,500	355,300	387,600	435,800	476,300
48	224,700	310,900	356,800	388,900	436,600	477,000
49	226,500	312,300	358,300	390,200	437,300	477,700
50	228,400	313,700	359,700	391,400	438,000	478,400
51	230,300	315,100	361,000	392,600	438,600	479,000
52	232,200	316,500	362,400	393,800	439,200	479,700
53	234,100	317,800	363,700	394,900	439,800	480,300
54	236,000	319,200	364,900	395,700	440,400	481,000
55	237,900	320,500	366,100	396,500	440,900	481,600
56	239,800	321,900	367,300	397,300	441,500	482,200
57	241,600	323,200	368,500	398,000	442,000	482,800
58	243,500	324,600	369,600	398,700	442,600	
59	245,300	325,900	370,600	399,400	443,100	
60	247,100	327,300	371,700	400,100	443,600	
61	248,600	328,600	372,700	400,800	444,100	
62	250,400	329,600	373,700	401,500	444,600	
63	252,200	330,600	374,600	402,100	445,100	
64	254,000	331,600	375,600	402,800	445,600	
65	255,700	332,500	376,500	403,400	446,000	
66	257,400	333,400	377,400	404,000	446,500	
67	259,100	334,200	378,300	404,600	446,900	
68	260,800	335,100	379,200	405,200	447,400	
69	262,400	335,900	380,000	405,800	447,800	
70	263,800	336,700	380,800	406,200	448,200	
71	265,200	337,500	381,600	406,500	448,600	
72	266,600	338,300	382,400	406,900	449,000	
73	268,000	339,100	383,200	407,200	449,400	
74	269,200	339,900	384,000	407,600	449,800	
75	270,300	340,700	384,700	407,900	450,200	
76	271,500	341,500	385,500	408,300	450,600	
77	272,600	342,200	386,200	408,600	450,900	
78	273,600	343,000	386,900	409,000		
79	274,500	343,800	387,500	409,300		
80	275,400	344,600	388,100	409,700		
81	276,300	345,300	388,700	410,000		
82	277,100	345,900	389,300	410,400		
83	277,800	346,400	389,900	410,700		
84	278,500	346,900	390,500	411,000		
85	279,200	347,400	391,000	411,300		
86	279,700	347,900	391,500	411,600		
87	280,100	348,400	392,000	411,900		
88	280,500	348,900	392,500	412,200		
89	280,900	349,400	393,000	412,500		
90		349,900	393,500			
91		350,400	394,000			
92		350,900	394,500			
93		351,400	394,900			
94		351,900	395,400			
95		352,400	395,800			
96		352,900	396,200			

	97		353,300	396,600					
	98		353,800	397,000					
	99		354,200	397,400					
	100		354,700	397,800					
	101		355,100	398,200					
再任用 職員		214,000	242,100	265,000	288,100	304,200	325,100	359,000	407,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	603,400
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	604,400
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	611,400
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	612,400
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	613,400
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	614,400
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	615,400
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	616,400
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	617,400
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	618,400
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	619,400
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	620,400
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	621,400
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	622,400
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	623,400
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	624,400
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	625,400
45	376,200	443,300	497,100	553,500	626,400	

46	377,600	445,100	498,800	554,500	627,400
47	379,100	446,900	500,600	555,500	628,400
48	380,600	448,600	502,400	556,500	629,400
49	381,700	450,400	504,000	557,500	630,400
50	382,700	452,100	505,300	558,400	631,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	632,400
52	384,500	455,700	507,900	560,200	633,400
53	385,400	457,600	508,900	561,000	634,400
54	386,300	458,800	510,200	561,900	635,400
55	387,000	460,000	511,500	562,800	636,400
56	387,900	461,200	512,800	563,700	637,400
57	388,600	462,400	513,800	564,600	638,400
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700	576,100	
71		472,700	525,600	577,000	
72		473,400	526,500	577,900	
73		473,800	527,300	578,800	
74		474,400	528,200	579,700	
75		475,100	529,100	580,600	
76		475,800	529,800	581,500	
77		476,200	530,600	582,400	
78		476,800	531,500	583,300	
79		477,400	532,400	584,200	
80		477,900	533,300	585,100	
81		478,500	534,100	586,000	
82		479,000	535,000	586,900	
83		479,500	535,900	587,800	
84		480,000	536,800	588,700	
85		480,400	537,600	589,600	
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000	542,000		
91		483,600	542,900		
92		484,000	543,800		
93		484,500	544,600		
94		485,100	545,500		
95		485,700	546,400		
96		486,300	547,300		

	97		486,800	548,100		
	98			549,000		
	99			549,900		
	100			550,800		
	101			551,600		
	102			552,500		
	103			553,400		
	104			554,300		
	105			555,100		
	106			556,000		
	107			556,900		
	108			557,800		
	109			558,600		
	110			559,500		
	111			560,400		
	112			561,300		
	113			562,100		
	114			563,000		
	115			563,900		
	116			564,800		
	117			565,600		
再任用 職員		295,700	338,500	393,000	465,400	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	183,000	278,700	325,300	371,300	437,800
	2	160,000	184,600	280,800	327,500	373,900	440,300
	3	161,600	186,100	282,800	329,700	376,400	442,800
	4	163,200	187,700	284,900	331,900	379,000	445,300
	5	164,800	189,200	286,900	334,000	381,500	447,700
	6	166,400	190,700	289,000	336,100	384,100	450,200
	7	167,900	192,200	291,000	338,200	386,600	452,700
	8	169,500	193,700	293,100	340,300	389,200	455,200
	9	171,000	195,100	295,100	342,400	391,700	457,700
	10	172,500	196,700	297,200	344,400	394,200	460,200
	11	174,000	198,200	299,300	346,300	396,700	462,700
	12	175,500	199,800	301,400	348,300	399,200	465,200
	13	177,000	201,300	303,400	350,200	401,600	467,600
	14	178,500	203,200	305,500	352,300	403,800	469,000
	15	180,000	205,100	307,500	354,300	406,000	470,300
	16	181,500	207,000	309,600	356,300	408,200	471,700
	17	183,000	208,900	311,600	358,300	410,300	473,000
	18	184,600	210,900	313,700	360,300	412,300	474,400
	19	186,100	212,800	315,700	362,300	414,200	475,800
	20	187,600	214,800	317,800	364,300	416,200	477,200
	21	189,100	216,700	319,800	366,300	418,100	478,600
	22	190,700	218,500	321,800	368,300	419,700	480,000
	23	192,200	220,300	323,700	370,300	421,300	481,300
	24	193,800	222,100	325,700	372,300	422,900	482,700
	25	195,300	223,900	327,600	374,300	424,500	484,000
	26	196,900	225,700	329,500	376,200	425,800	485,400
	27	198,400	227,500	331,400	378,100	427,000	486,700
	28	200,000	229,300	333,300	380,000	428,200	488,100
	29	201,500	231,100	335,200	381,900	429,400	489,400
	30	203,100	232,800	337,100	383,900	430,700	490,700
	31	204,700	234,500	338,900	385,900	431,900	491,900
	32	206,300	236,200	340,700	387,900	433,100	493,100
	33	207,800	237,900	342,500	389,800	434,300	494,300
	34	209,400	239,700	344,300	391,800	435,600	495,300
	35	211,000	241,500	346,100	393,700	436,900	496,200
	36	212,600	243,300	347,900	395,600	438,200	497,200
	37	214,200	245,000	349,700	397,500	439,500	498,100
	38	215,800	246,800	351,300	399,400	440,300	
	39	217,400	248,500	352,900	401,300	441,000	
	40	219,000	250,300	354,500	403,200	441,700	
	41	220,600	252,000	356,100	405,100	442,400	
	42	222,300	253,600	357,600	406,900	443,200	
	43	223,900	255,100	359,000	408,700	444,000	
	44	225,600	256,700	360,500	410,500	444,800	
	45	227,200	258,200	361,900	412,300	445,600	
	46	229,000	259,900	363,200	413,900	446,300	
47	230,700	261,500	364,500	415,500	447,000		

48	232,500	263,100	365,800	417,100	447,700
49	234,200	264,700	367,000	418,700	448,300
50	235,900	266,200	368,300	420,100	449,000
51	237,600	267,700	369,500	421,500	449,600
52	239,300	269,200	370,800	422,900	450,200
53	241,000	270,700	372,000	424,200	450,800
54	242,600	272,300	373,100	425,300	
55	244,200	273,800	374,100	426,400	
56	245,800	275,400	375,100	427,500	
57	247,400	276,900	376,100	428,600	
58	249,000	278,600	377,100	429,500	
59	250,500	280,300	378,000	430,400	
60	252,000	282,000	379,000	431,300	
61	253,200	283,600	379,900	432,100	
62	254,600	285,200	380,800	433,000	
63	256,000	286,800	381,600	433,900	
64	257,400	288,400	382,500	434,800	
65	258,700	290,000	383,300	435,600	
66	260,000	291,700	384,100	436,300	
67	261,300	293,300	384,900	437,000	
68	262,600	295,000	385,700	437,700	
69	263,800	296,600	386,400	438,300	
70	265,100	298,300	387,100		
71	266,400	300,000	387,800		
72	267,700	301,700	388,500		
73	268,900	303,300	389,200		
74	270,200	305,000	390,000		
75	271,400	306,700	390,700		
76	272,700	308,400	391,400		
77	273,900	310,000	392,100		
78	275,200	311,500	392,800		
79	276,500	313,000	393,500		
80	277,800	314,500	394,200		
81	279,000	315,900	394,900		
82	280,100	317,400	395,600		
83	281,200	318,900	396,200		
84	282,300	320,400	396,900		
85	283,300	321,900	397,500		
86	284,400	323,100	398,200		
87	285,500	324,200	398,800		
88	286,600	325,400	399,500		
89	287,600	326,500	400,100		
90	288,400	327,600	400,800		
91	289,100	328,700	401,400		
92	289,900	329,800	402,000		
93	290,600	330,800	402,600		
94	291,300	331,800	403,300		
95	291,900	332,700	403,900		
96	292,500	333,700	404,500		
97	293,100	334,600	405,100		

	98		335,300	405,800			
	99		335,900	406,400			
	100		336,500	407,000			
	101		337,100	407,600			
	102		337,800	408,200			
	103		338,500	408,700			
	104		339,200	409,300			
	105		339,800	409,800			
	106		340,500				
	107		341,100				
	108		341,800				
	109		342,400				
再任用 職員		214,200	246,700	266,800	281,300	295,800	350,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用 職員以 外の職 員	1	170,400	202,600	254,100	285,300	328,500	373,400
	2	172,000	204,000	255,600	287,200	330,700	376,000
	3	173,500	205,400	257,100	289,000	332,800	378,600
	4	175,100	206,800	258,600	290,800	335,000	381,200
	5	176,600	208,200	260,000	292,600	337,100	383,800
	6	178,200	209,800	261,500	294,400	339,200	386,300
	7	179,800	211,400	263,000	296,200	341,200	388,700
	8	181,400	213,000	264,500	298,000	343,200	391,100
	9	182,900	214,500	266,000	299,700	345,200	393,500
	10	184,500	216,000	267,600	301,400	347,300	395,900
	11	186,100	217,500	269,100	303,000	349,400	398,200
	12	187,700	219,000	270,600	304,600	351,500	400,600
	13	189,300	220,500	272,100	306,200	353,500	402,900
	14	190,900	222,100	273,700	308,100	355,700	405,000
	15	192,500	223,600	275,300	309,900	357,800	407,100
	16	194,100	225,200	276,900	311,800	360,000	409,200
	17	195,600	226,700	278,400	313,600	362,100	411,200
	18	197,200	228,300	280,000	315,500	364,300	413,300
	19	198,800	229,900	281,600	317,400	366,400	415,400
	20	200,400	231,500	283,200	319,300	368,600	417,500
	21	201,900	233,100	284,700	321,200	370,700	419,500
	22	203,600	234,700	286,500	323,100	372,900	421,200
	23	205,200	236,200	288,200	325,000	375,000	422,900
	24	206,800	237,800	290,000	326,900	377,200	424,600
	25	208,400	239,300	291,700	328,800	379,300	426,300
	26	210,000	240,800	293,500	331,000	381,300	427,800
	27	211,500	242,200	295,300	333,200	383,300	429,300
	28	213,000	243,700	297,100	335,400	385,300	430,800
	29	214,500	245,100	298,900	337,500	387,200	432,200
	30	216,100	246,500	300,700	339,600	389,100	433,700
	31	217,600	247,900	302,400	341,600	390,900	435,100
	32	219,200	249,300	304,200	343,600	392,800	436,600
	33	220,700	250,700	305,900	345,600	394,600	438,000
	34	222,300	252,100	307,700	347,700	396,500	439,500
	35	223,900	253,500	309,500	349,700	398,300	440,900
	36	225,500	254,900	311,300	351,800	400,100	442,400
	37	227,000	256,300	313,100	353,800	401,900	443,800
	38	228,600	257,800	314,800	355,900	403,600	445,200
	39	230,100	259,200	316,400	357,900	405,300	446,500
	40	231,600	260,600	318,100	359,900	407,000	447,800
	41	233,100	262,000	319,700	361,900	408,700	449,100
	42	234,600	263,400	321,300	364,000	410,200	450,000
	43	236,100	264,700	322,800	366,000	411,700	450,800
	44	237,700	266,100	324,400	368,000	413,200	451,700
	45	239,000	267,400	325,900	370,000	414,700	452,500
	46	240,500	268,800	327,500	372,000	416,200	453,400
	47	241,900	270,100	329,100	374,000	417,700	454,300

48	243,300	271,500	330,700	376,000	419,200	455,200
49	244,700	272,800	332,300	378,000	420,600	456,000
50	246,100	274,100	333,900	380,000	422,100	456,800
51	247,500	275,300	335,400	381,900	423,600	457,600
52	248,900	276,600	336,900	383,900	425,100	458,400
53	250,300	277,800	338,400	385,800	426,600	459,200
54	251,800	279,100	339,900	387,600	427,900	
55	253,200	280,400	341,300	389,400	429,200	
56	254,600	281,700	342,800	391,200	430,500	
57	256,000	282,900	344,200	392,900	431,800	
58	257,300	284,300	345,800	394,700	432,800	
59	258,600	285,600	347,300	396,400	433,700	
60	259,900	287,000	348,900	398,200	434,600	
61	261,200	288,300	350,400	399,900	435,500	
62	262,500	289,700	352,000	401,500	436,200	
63	263,700	291,100	353,500	403,100	437,000	
64	265,000	292,500	355,100	404,700	437,800	
65	266,200	293,800	356,600	406,300	438,600	
66	267,500	295,200	358,100	407,700	439,300	
67	268,800	296,500	359,500	409,100	440,000	
68	270,100	297,800	360,900	410,500	440,700	
69	271,400	299,100	362,300	411,900	441,300	
70	272,700	300,400	363,700	413,400	442,000	
71	274,000	301,600	365,100	414,800	442,600	
72	275,300	302,900	366,500	416,200	443,300	
73	276,500	304,100	367,800	417,600	443,900	
74	277,700	305,400	369,000	419,000		
75	278,900	306,700	370,200	420,300		
76	280,100	308,000	371,400	421,600		
77	281,200	309,200	372,500	422,900		
78	282,300	310,600	373,500	424,300		
79	283,400	312,000	374,400	425,600		
80	284,500	313,400	375,300	426,900		
81	285,500	314,700	376,200	428,200		
82	286,100	315,900	377,000	429,000		
83	286,600	317,100	377,800	429,800		
84	287,200	318,300	378,600	430,600		
85	287,700	319,400	379,400	431,300		
86		320,700	380,200	432,000		
87		321,900	381,000	432,600		
88		323,200	381,800	433,300		
89		324,400	382,600	433,900		
90		325,600	383,400			
91		326,700	384,100			
92		327,800	384,900			
93		328,900	385,600			
94		329,600	386,400			
95		330,200	387,100			
96		330,800	387,800			
97		331,400	388,500			

	98			389,300			
	99			390,000			
	100			390,700			
	101			391,400			
	102			392,200			
	103			392,900			
	104			393,700			
	105			394,400			
	106			395,200			
	107			395,900			
	108			396,700			
	109			397,400			
	110			398,200			
	111			398,900			
	112			399,600			
	113			400,300			
	114			401,000			
	115			401,600			
	116			402,200			
	117			402,800			
	118			403,400			
	119			404,000			
	120			404,600			
	121			405,100			
	122			405,800			
	123			406,400			
	124			407,000			
	125			407,600			
	126			408,200			
	127			408,700			
	128			409,300			
	129			409,800			
再任用 職員		232,600	260,100	271,000	281,700	303,800	343,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1	円 160,400	円 238,600	円 270,300	円 299,400	円 333,300	円 353,900	円 394,600	円 446,800	円 504,700
	2	円 161,600	円 240,300	円 272,400	円 301,300	円 335,200	円 356,400	円 397,200	円 449,700	円 507,600
	3	円 162,700	円 242,000	円 274,500	円 303,200	円 337,000	円 358,800	円 399,800	円 452,500	円 510,500
	4	円 163,800	円 243,700	円 276,600	円 305,100	円 338,900	円 361,300	円 402,400	円 455,400	円 513,400
	5	円 164,900	円 245,400	円 278,600	円 307,000	円 340,700	円 363,700	円 404,900	円 458,200	円 516,200
	6	円 166,200	円 247,100	円 280,600	円 308,900	円 342,600	円 366,100	円 407,400	円 461,100	円 518,900
	7	円 167,400	円 248,800	円 282,600	円 310,800	円 344,400	円 368,500	円 409,900	円 463,900	円 521,600
	8	円 168,700	円 250,500	円 284,600	円 312,700	円 346,300	円 370,900	円 412,400	円 466,800	円 524,300
	9	円 169,900	円 252,200	円 286,500	円 314,500	円 348,100	円 373,300	円 414,800	円 469,600	円 527,000
	10	円 171,600	円 253,900	円 288,500	円 316,400	円 349,900	円 375,700	円 417,300	円 472,400	円 529,500
	11	円 173,300	円 255,600	円 290,400	円 318,200	円 351,600	円 378,100	円 419,800	円 475,200	円 531,900
	12	円 175,000	円 257,300	円 292,400	円 320,100	円 353,400	円 380,500	円 422,300	円 478,000	円 534,300
	13	円 176,700	円 259,000	円 294,300	円 321,900	円 355,100	円 382,900	円 424,700	円 480,700	円 536,700
	14	円 178,400	円 260,700	円 296,300	円 323,800	円 356,800	円 385,300	円 427,100	円 483,200	円 538,700
	15	円 180,100	円 262,300	円 298,200	円 325,600	円 358,500	円 387,700	円 429,500	円 485,700	円 540,700
	16	円 181,800	円 264,000	円 300,200	円 327,500	円 360,200	円 390,100	円 431,900	円 488,200	円 542,700
	17	円 183,500	円 265,600	円 302,100	円 329,300	円 361,900	円 392,500	円 434,200	円 490,700	円 544,600
	18	円 185,200	円 267,300	円 304,100	円 331,200	円 363,600	円 394,800	円 436,500	円 492,900	円 546,300
	19	円 186,900	円 268,900	円 306,000	円 333,000	円 365,300	円 397,000	円 438,800	円 495,100	円 548,000
	20	円 188,600	円 270,600	円 308,000	円 334,900	円 367,000	円 399,200	円 441,100	円 497,300	円 549,700
	21	円 190,300	円 272,200	円 309,900	円 336,700	円 368,600	円 401,400	円 443,400	円 499,500	円 551,300
	22	円 192,100	円 273,900	円 311,900	円 338,600	円 370,300	円 403,600	円 445,100	円 501,100	円 552,700
	23	円 193,800	円 275,500	円 313,800	円 340,400	円 372,000	円 405,700	円 446,800	円 502,600	円 554,100
	24	円 195,600	円 277,200	円 315,700	円 342,300	円 373,700	円 407,900	円 448,500	円 504,200	円 555,500
	25	円 197,300	円 278,800	円 317,600	円 344,100	円 375,300	円 410,000	円 450,200	円 505,700	円 556,800
	26	円 199,100	円 280,500	円 319,600	円 345,900	円 377,000	円 411,900	円 451,800	円 507,000	
	27	円 200,800	円 282,100	円 321,500	円 347,600	円 378,700	円 413,700	円 453,300	円 508,200	
	28	円 202,500	円 283,800	円 323,400	円 349,400	円 380,400	円 415,600	円 454,900	円 509,400	
	29	円 204,200	円 285,400	円 325,300	円 351,100	円 382,000	円 417,400	円 456,400	円 510,600	
	30	円 206,000	円 287,100	円 327,200	円 352,700	円 383,600	円 418,900	円 457,900	円 511,500	
	31	円 207,700	円 288,700	円 329,000	円 354,300	円 385,200	円 420,400	円 459,300	円 512,400	
	32	円 209,500	円 290,300	円 330,900	円 355,900	円 386,800	円 421,900	円 460,800	円 513,300	
	33	円 211,200	円 291,900	円 332,700	円 357,400	円 388,400	円 423,400	円 462,200	円 514,100	
	34	円 213,000	円 293,500	円 334,600	円 358,900	円 389,900	円 424,700	円 463,600	円 514,900	
	35	円 214,700	円 295,100	円 336,400	円 360,400	円 391,300	円 425,900	円 464,900	円 515,600	
	36	円 216,500	円 296,700	円 338,200	円 361,900	円 392,800	円 427,200	円 466,200	円 516,400	
	37	円 218,200	円 298,300	円 340,000	円 363,400	円 394,200	円 428,400	円 467,500	円 517,100	
	38	円 219,900	円 299,900	円 341,800	円 364,800	円 395,400	円 429,700	円 468,700		
	39	円 221,600	円 301,500	円 343,600	円 366,100	円 396,600	円 430,900	円 469,900		
	40	円 223,300	円 303,100	円 345,400	円 367,500	円 397,800	円 432,200	円 471,100		
	41	円 225,000	円 304,700	円 347,100	円 368,800	円 398,900	円 433,400	円 472,200		
	42	円 226,700	円 306,200	円 348,700	円 370,000	円 399,700	円 434,200	円 473,200		
	43	円 228,400	円 307,600	円 350,300	円 371,200	円 400,500	円 435,000	円 474,200		
	44	円 230,100	円 309,100	円 351,900	円 372,400	円 401,300	円 435,800	円 475,200		
	45	円 231,800	円 310,500	円 353,400	円 373,600	円 402,000	円 436,600	円 476,100		
	46	円 233,500	円 311,900	円 354,900	円 374,700	円 402,700	円 437,400	円 476,800		
	47	円 235,200	円 313,200	円 356,400	円 375,700	円 403,300	円 438,100	円 477,400		
	48	円 236,900	円 314,600	円 357,900	円 376,800	円 403,900	円 438,900	円 478,100		
	49	円 238,600	円 315,900	円 359,400	円 377,800	円 404,500	円 439,600	円 478,700		
	50	円 240,300	円 317,300	円 360,800	円 378,700	円 405,200	円 440,200	円 479,400		
	51	円 242,000	円 318,600	円 362,100	円 379,500	円 405,800	円 440,800	円 480,000		
	52	円 243,700	円 320,000	円 363,500	円 380,400	円 406,400	円 441,400	円 480,700		
	53	円 245,400	円 321,300	円 364,800	円 381,200	円 407,000	円 442,000	円 481,300		

54	247,100	322,700	366,000	382,000	407,600	442,600	482,000		
55	248,800	324,000	367,200	382,800	408,200	443,100	482,600		
56	250,500	325,300	368,400	383,600	408,800	443,700	483,200		
57	252,100	326,600	369,600	384,400	409,400	444,200	483,800		
58	253,800	327,900	370,700	385,200	409,800	444,700			
59	255,400	329,200	371,700	385,900	410,100	445,200			
60	257,100	330,500	372,800	386,700	410,500	445,700			
61	258,700	331,700	373,800	387,400	410,800	446,200			
62	260,400	332,600	374,700	388,100	411,200	446,700			
63	262,000	333,500	375,500	388,800	411,500	447,200			
64	263,700	334,400	376,400	389,500	411,900	447,700			
65	265,300	335,300	377,200	390,200	412,200	448,100			
66	266,900	336,100	378,000	390,900	412,600	448,600			
67	268,500	336,900	378,800	391,500	412,900	449,000			
68	270,100	337,700	379,600	392,200	413,300	449,400			
69	271,600	338,500	380,300	392,800	413,600	449,800			
70	273,200	339,300	381,100	393,400	414,000	450,200			
71	274,800	340,000	381,900	393,900	414,300	450,600			
72	276,400	340,800	382,700	394,500	414,600	451,000			
73	277,900	341,500	383,400	395,000	414,900	451,400			
74	279,200	342,300	384,100	395,500	415,200	451,800			
75	280,500	343,000	384,800	396,000	415,500	452,100			
76	281,800	343,700	385,500	396,500	415,800	452,500			
77	283,100	344,400	386,200	397,000	416,100	452,800			
78	284,100	345,200	386,900	397,500					
79	285,000	345,900	387,500	398,000					
80	285,900	346,600	388,100	398,500					
81	286,800	347,300	388,700	398,900					
82	287,600	347,900	389,300	399,400					
83	288,400	348,400	389,900	399,800					
84	289,200	348,900	390,500	400,200					
85	289,900	349,400	391,000	400,600					
86	290,500	349,900	391,500	401,000					
87	291,100	350,400	392,000	401,400					
88	291,700	350,900	392,500	401,800					
89	292,200	351,400	393,000	402,200					
90		351,900	393,500	402,600					
91		352,400	394,000	402,900					
92		352,900	394,500	403,200					
93		353,400	394,900	403,500					
94		353,900	395,400	403,800					
95		354,400	395,800	404,100					
96		354,900	396,200	404,400					
97		355,300	396,600	404,700					
98		355,800	397,000	405,000					
99		356,200	397,400	405,300					
100		356,700	397,800	405,600					
101		357,100	398,200	405,900					
再任用 職員	214,500	242,600	265,500	268,700	288,600	304,700	325,600	359,500	408,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 さいたま市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条中第30条の改正を次のように改める。

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び第3項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあつては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

(勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第32項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第32項第4号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員等の給料の月額にあつては、その額を算出率で除して得た額）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 [略]

第10条中別表第1から別表第3までの改正規定を次のように改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	145,900	234,200	268,900	304,900	351,000	393,100	446,000	504,200
	2	147,100	236,000	271,000	307,000	353,500	395,700	448,900	507,000
	3	148,200	237,700	273,000	309,000	356,000	398,300	451,700	509,900
	4	149,300	239,500	275,100	311,100	358,500	400,900	454,600	512,800
	5	150,400	241,200	277,100	313,100	360,900	403,400	457,400	515,700
	6	151,700	242,900	279,100	315,100	363,400	405,900	460,300	518,400
	7	152,900	244,600	281,100	317,100	365,800	408,400	463,100	521,100
	8	154,200	246,300	283,100	319,100	368,200	410,900	466,000	523,800
	9	155,400	247,900	285,000	321,100	370,600	413,300	468,800	526,500
	10	157,100	249,600	287,000	323,100	373,000	415,800	471,600	529,000
	11	158,800	251,300	288,900	325,100	375,400	418,300	474,400	531,400
	12	160,500	253,000	290,900	327,100	377,800	420,800	477,200	533,800
	13	162,200	254,600	292,800	329,000	380,200	423,200	479,900	536,200
	14	164,000	256,300	294,800	331,000	382,600	425,600	482,400	538,200
	15	165,700	257,900	296,700	332,900	385,000	428,000	484,900	540,200
	16	167,400	259,600	298,600	334,800	387,400	430,400	487,400	542,200
	17	169,100	261,200	300,500	336,700	389,700	432,700	489,900	544,100
	18	170,900	262,900	302,500	338,600	392,000	435,000	492,100	545,800
	19	172,600	264,500	304,400	340,500	394,200	437,300	494,300	547,500
	20	174,300	266,200	306,400	342,400	396,400	439,600	496,500	549,200
	21	176,000	267,800	308,300	344,200	398,600	441,900	498,700	550,800
	22	177,800	269,500	310,300	346,100	400,800	443,600	500,300	552,200
	23	179,500	271,100	312,200	347,900	402,900	445,300	501,800	553,600
	24	181,200	272,800	314,100	349,800	405,100	447,000	503,400	555,000
	25	182,900	274,400	316,000	351,600	407,200	448,700	504,900	556,300
	26	184,700	276,100	318,000	353,400	409,100	450,300	506,200	
	27	186,500	277,700	319,900	355,200	411,000	451,900	507,400	
	28	188,300	279,400	321,800	357,000	412,900	453,500	508,600	
	29	190,000	281,000	323,700	358,800	414,800	455,000	509,800	
	30	191,800	282,700	325,600	360,600	416,300	456,500	510,700	
	31	193,600	284,300	327,500	362,300	417,800	458,000	511,600	
	32	195,400	286,000	329,400	364,100	419,300	459,500	512,500	
	33	197,200	287,600	331,300	365,800	420,800	461,000	513,300	
	34	199,000	289,300	333,200	367,500	422,100	462,400	514,100	
	35	200,800	290,900	335,000	369,200	423,400	463,700	514,800	
	36	202,600	292,500	336,900	370,900	424,700	465,000	515,600	
	37	204,400	294,100	338,700	372,500	426,000	466,300	516,300	
	38	206,200	295,800	340,600	374,100	427,300	467,500		
	39	208,000	297,400	342,400	375,700	428,500	468,700		
	40	209,800	299,000	344,300	377,300	429,800	469,900		
	41	211,600	300,600	346,100	378,800	431,000	471,000		
	42	213,500	302,200	347,700	380,400	431,900	472,000		
	43	215,300	303,700	349,200	381,900	432,700	473,000		
	44	217,200	305,200	350,700	383,500	433,500	474,000		
45	219,000	306,700	352,200	385,000	434,300	474,900			

46	220,900	308,100	353,800	386,300	435,100	475,600
47	222,800	309,500	355,300	387,600	435,800	476,300
48	224,700	310,900	356,800	388,900	436,600	477,000
49	226,500	312,300	358,300	390,200	437,300	477,700
50	228,400	313,700	359,700	391,400	438,000	478,400
51	230,300	315,100	361,000	392,600	438,600	479,000
52	232,200	316,500	362,400	393,800	439,200	479,700
53	234,100	317,800	363,700	394,900	439,800	480,300
54	236,000	319,200	364,900	395,700	440,400	481,000
55	237,900	320,500	366,100	396,500	440,900	481,600
56	239,800	321,900	367,300	397,300	441,500	482,200
57	241,600	323,200	368,500	398,000	442,000	482,800
58	243,500	324,600	369,600	398,700	442,600	
59	245,300	325,900	370,600	399,400	443,100	
60	247,100	327,300	371,700	400,100	443,600	
61	248,600	328,600	372,700	400,800	444,100	
62	250,400	329,600	373,700	401,500	444,600	
63	252,200	330,600	374,600	402,100	445,100	
64	254,000	331,600	375,600	402,800	445,600	
65	255,700	332,500	376,500	403,400	446,000	
66	257,400	333,400	377,400	404,000	446,500	
67	259,100	334,200	378,300	404,600	446,900	
68	260,800	335,100	379,200	405,200	447,400	
69	262,400	335,900	380,000	405,800	447,800	
70	263,800	336,700	380,800	406,200	448,200	
71	265,200	337,500	381,600	406,500	448,600	
72	266,600	338,300	382,400	406,900	449,000	
73	268,000	339,100	383,200	407,200	449,400	
74	269,200	339,900	384,000	407,600	449,800	
75	270,300	340,700	384,700	407,900	450,200	
76	271,500	341,500	385,500	408,300	450,600	
77	272,600	342,200	386,200	408,600	450,900	
78	273,600	343,000	386,900	409,000		
79	274,500	343,800	387,500	409,300		
80	275,400	344,600	388,100	409,700		
81	276,300	345,300	388,700	410,000		
82	277,100	345,900	389,300	410,400		
83	277,800	346,400	389,900	410,700		
84	278,500	346,900	390,500	411,000		
85	279,200	347,400	391,000	411,300		
86	279,700	347,900	391,500	411,600		
87	280,100	348,400	392,000	411,900		
88	280,500	348,900	392,500	412,200		
89	280,900	349,400	393,000	412,500		
90		349,900	393,500			
91		350,400	394,000			
92		350,900	394,500			
93		351,400	394,900			
94		351,900	395,400			
95		352,400	395,800			
96		352,900	396,200			

	97		353,300	396,600					
	98		353,800	397,000					
	99		354,200	397,400					
	100		354,700	397,800					
	101		355,100	398,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		214,000	242,100	265,000	288,100	304,200	325,100	359,000	407,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第3条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300
	16	305,700	382,200	437,300	504,000	597,200
	17	309,300	385,600	439,300	506,100	598,400
	18	312,800	388,300	441,700	508,100	599,400
	19	316,300	390,800	444,000	510,100	600,400
	20	319,800	393,400	446,400	512,100	601,400
	21	323,400	396,100	447,900	513,900	602,400
	22	327,100	398,300	450,300	515,700	603,400
	23	330,500	400,200	452,600	517,600	604,400
	24	333,800	401,800	454,900	519,500	605,400
	25	337,300	403,800	456,900	521,200	606,400
	26	339,800	406,100	459,200	523,000	607,400
	27	342,400	408,300	461,400	524,800	608,400
	28	344,700	410,600	463,700	526,600	609,400
	29	347,100	412,900	465,800	528,200	610,400
	30	348,900	415,000	468,100	530,000	611,400
	31	350,700	417,000	470,400	531,800	612,400
	32	352,700	419,100	472,600	533,600	613,400
	33	354,900	421,000	474,600	535,200	614,400
	34	357,200	422,800	476,700	537,000	615,400
	35	359,300	424,600	478,800	538,700	616,400
	36	361,600	426,600	480,900	540,500	617,400
	37	363,700	428,500	483,000	542,100	618,400
	38	366,100	430,500	484,800	543,700	619,400
	39	368,300	432,400	486,600	545,100	620,400
	40	370,300	434,400	488,400	546,700	621,400
	41	372,500	436,200	490,100	548,200	622,400
	42	373,500	438,000	491,900	549,600	623,400
	43	374,300	439,700	493,700	551,000	624,400
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	625,400
45	376,200	443,300	497,100	553,500	626,400	

46	377,600	445,100	498,800	554,500	627,400
47	379,100	446,900	500,600	555,500	628,400
48	380,600	448,600	502,400	556,500	629,400
49	381,700	450,400	504,000	557,500	630,400
50	382,700	452,100	505,300	558,400	631,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300	632,400
52	384,500	455,700	507,900	560,200	633,400
53	385,400	457,600	508,900	561,000	634,400
54	386,300	458,800	510,200	561,900	635,400
55	387,000	460,000	511,500	562,800	636,400
56	387,900	461,200	512,800	563,700	637,400
57	388,600	462,400	513,800	564,600	638,400
58	389,500	463,400	514,600	565,500	
59	390,300	464,400	515,400	566,400	
60	391,100	465,400	516,200	567,100	
61	391,600	466,200	517,100	568,000	
62	392,100	466,900	517,900	568,900	
63	392,500	467,600	518,800	569,800	
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400	572,500	
67		470,400	522,100	573,400	
68		471,000	523,000	574,300	
69		471,300	523,900	575,200	
70		472,000	524,700	576,100	
71		472,700	525,600	577,000	
72		473,400	526,500	577,900	
73		473,800	527,300	578,800	
74		474,400	528,200	579,700	
75		475,100	529,100	580,600	
76		475,800	529,800	581,500	
77		476,200	530,600	582,400	
78		476,800	531,500	583,300	
79		477,400	532,400	584,200	
80		477,900	533,300	585,100	
81		478,500	534,100	586,000	
82		479,000	535,000	586,900	
83		479,500	535,900	587,800	
84		480,000	536,800	588,700	
85		480,400	537,600	589,600	
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000	542,000		
91		483,600	542,900		
92		484,000	543,800		
93		484,500	544,600		
94		485,100	545,500		
95		485,700	546,400		
96		486,300	547,300		

	97		486,800	548,100		
	98			549,000		
	99			549,900		
	100			550,800		
	101			551,600		
	102			552,500		
	103			553,400		
	104			554,300		
	105			555,100		
	106			556,000		
	107			556,900		
	108			557,800		
	109			558,600		
	110			559,500		
	111			560,400		
	112			561,300		
	113			562,100		
	114			563,000		
	115			563,900		
	116			564,800		
	117			565,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		295,700	338,500	393,000	465,400	565,900

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	158,400	183,000	278,700	325,300	371,300	437,800
	2	160,000	184,600	280,800	327,500	373,900	440,300
	3	161,600	186,100	282,800	329,700	376,400	442,800
	4	163,200	187,700	284,900	331,900	379,000	445,300
	5	164,800	189,200	286,900	334,000	381,500	447,700
	6	166,400	190,700	289,000	336,100	384,100	450,200
	7	167,900	192,200	291,000	338,200	386,600	452,700
	8	169,500	193,700	293,100	340,300	389,200	455,200
	9	171,000	195,100	295,100	342,400	391,700	457,700
	10	172,500	196,700	297,200	344,400	394,200	460,200
	11	174,000	198,200	299,300	346,300	396,700	462,700
	12	175,500	199,800	301,400	348,300	399,200	465,200
	13	177,000	201,300	303,400	350,200	401,600	467,600
	14	178,500	203,200	305,500	352,300	403,800	469,000
	15	180,000	205,100	307,500	354,300	406,000	470,300
	16	181,500	207,000	309,600	356,300	408,200	471,700
	17	183,000	208,900	311,600	358,300	410,300	473,000
	18	184,600	210,900	313,700	360,300	412,300	474,400
	19	186,100	212,800	315,700	362,300	414,200	475,800
	20	187,600	214,800	317,800	364,300	416,200	477,200
	21	189,100	216,700	319,800	366,300	418,100	478,600
	22	190,700	218,500	321,800	368,300	419,700	480,000
	23	192,200	220,300	323,700	370,300	421,300	481,300
	24	193,800	222,100	325,700	372,300	422,900	482,700
	25	195,300	223,900	327,600	374,300	424,500	484,000
	26	196,900	225,700	329,500	376,200	425,800	485,400
	27	198,400	227,500	331,400	378,100	427,000	486,700
	28	200,000	229,300	333,300	380,000	428,200	488,100
	29	201,500	231,100	335,200	381,900	429,400	489,400
	30	203,100	232,800	337,100	383,900	430,700	490,700
	31	204,700	234,500	338,900	385,900	431,900	491,900
	32	206,300	236,200	340,700	387,900	433,100	493,100
	33	207,800	237,900	342,500	389,800	434,300	494,300
	34	209,400	239,700	344,300	391,800	435,600	495,300
	35	211,000	241,500	346,100	393,700	436,900	496,200
	36	212,600	243,300	347,900	395,600	438,200	497,200
	37	214,200	245,000	349,700	397,500	439,500	498,100
	38	215,800	246,800	351,300	399,400	440,300	
	39	217,400	248,500	352,900	401,300	441,000	
	40	219,000	250,300	354,500	403,200	441,700	
	41	220,600	252,000	356,100	405,100	442,400	
	42	222,300	253,600	357,600	406,900	443,200	
	43	223,900	255,100	359,000	408,700	444,000	
	44	225,600	256,700	360,500	410,500	444,800	
	45	227,200	258,200	361,900	412,300	445,600	
	46	229,000	259,900	363,200	413,900	446,300	
47	230,700	261,500	364,500	415,500	447,000		

48	232,500	263,100	365,800	417,100	447,700
49	234,200	264,700	367,000	418,700	448,300
50	235,900	266,200	368,300	420,100	449,000
51	237,600	267,700	369,500	421,500	449,600
52	239,300	269,200	370,800	422,900	450,200
53	241,000	270,700	372,000	424,200	450,800
54	242,600	272,300	373,100	425,300	
55	244,200	273,800	374,100	426,400	
56	245,800	275,400	375,100	427,500	
57	247,400	276,900	376,100	428,600	
58	249,000	278,600	377,100	429,500	
59	250,500	280,300	378,000	430,400	
60	252,000	282,000	379,000	431,300	
61	253,200	283,600	379,900	432,100	
62	254,600	285,200	380,800	433,000	
63	256,000	286,800	381,600	433,900	
64	257,400	288,400	382,500	434,800	
65	258,700	290,000	383,300	435,600	
66	260,000	291,700	384,100	436,300	
67	261,300	293,300	384,900	437,000	
68	262,600	295,000	385,700	437,700	
69	263,800	296,600	386,400	438,300	
70	265,100	298,300	387,100		
71	266,400	300,000	387,800		
72	267,700	301,700	388,500		
73	268,900	303,300	389,200		
74	270,200	305,000	390,000		
75	271,400	306,700	390,700		
76	272,700	308,400	391,400		
77	273,900	310,000	392,100		
78	275,200	311,500	392,800		
79	276,500	313,000	393,500		
80	277,800	314,500	394,200		
81	279,000	315,900	394,900		
82	280,100	317,400	395,600		
83	281,200	318,900	396,200		
84	282,300	320,400	396,900		
85	283,300	321,900	397,500		
86	284,400	323,100	398,200		
87	285,500	324,200	398,800		
88	286,600	325,400	399,500		
89	287,600	326,500	400,100		
90	288,400	327,600	400,800		
91	289,100	328,700	401,400		
92	289,900	329,800	402,000		
93	290,600	330,800	402,600		
94	291,300	331,800	403,300		
95	291,900	332,700	403,900		
96	292,500	333,700	404,500		
97	293,100	334,600	405,100		

	98		335,300	405,800			
	99		335,900	406,400			
	100		336,500	407,000			
	101		337,100	407,600			
	102		337,800	408,200			
	103		338,500	408,700			
	104		339,200	409,300			
	105		339,800	409,800			
	106		340,500				
	107		341,100				
	108		341,800				
	109		342,400				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		214,200	246,700	266,800	281,300	295,800	350,300

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	170,400	202,600	254,100	285,300	328,500	373,400
	2	172,000	204,000	255,600	287,200	330,700	376,000
	3	173,500	205,400	257,100	289,000	332,800	378,600
	4	175,100	206,800	258,600	290,800	335,000	381,200
	5	176,600	208,200	260,000	292,600	337,100	383,800
	6	178,200	209,800	261,500	294,400	339,200	386,300
	7	179,800	211,400	263,000	296,200	341,200	388,700
	8	181,400	213,000	264,500	298,000	343,200	391,100
	9	182,900	214,500	266,000	299,700	345,200	393,500
	10	184,500	216,000	267,600	301,400	347,300	395,900
	11	186,100	217,500	269,100	303,000	349,400	398,200
	12	187,700	219,000	270,600	304,600	351,500	400,600
	13	189,300	220,500	272,100	306,200	353,500	402,900
	14	190,900	222,100	273,700	308,100	355,700	405,000
	15	192,500	223,600	275,300	309,900	357,800	407,100
	16	194,100	225,200	276,900	311,800	360,000	409,200
	17	195,600	226,700	278,400	313,600	362,100	411,200
	18	197,200	228,300	280,000	315,500	364,300	413,300
	19	198,800	229,900	281,600	317,400	366,400	415,400
	20	200,400	231,500	283,200	319,300	368,600	417,500
	21	201,900	233,100	284,700	321,200	370,700	419,500
	22	203,600	234,700	286,500	323,100	372,900	421,200
	23	205,200	236,200	288,200	325,000	375,000	422,900
	24	206,800	237,800	290,000	326,900	377,200	424,600
	25	208,400	239,300	291,700	328,800	379,300	426,300
	26	210,000	240,800	293,500	331,000	381,300	427,800
	27	211,500	242,200	295,300	333,200	383,300	429,300
	28	213,000	243,700	297,100	335,400	385,300	430,800
	29	214,500	245,100	298,900	337,500	387,200	432,200
	30	216,100	246,500	300,700	339,600	389,100	433,700
	31	217,600	247,900	302,400	341,600	390,900	435,100
	32	219,200	249,300	304,200	343,600	392,800	436,600
	33	220,700	250,700	305,900	345,600	394,600	438,000
	34	222,300	252,100	307,700	347,700	396,500	439,500
	35	223,900	253,500	309,500	349,700	398,300	440,900
	36	225,500	254,900	311,300	351,800	400,100	442,400
	37	227,000	256,300	313,100	353,800	401,900	443,800
	38	228,600	257,800	314,800	355,900	403,600	445,200
	39	230,100	259,200	316,400	357,900	405,300	446,500
	40	231,600	260,600	318,100	359,900	407,000	447,800
	41	233,100	262,000	319,700	361,900	408,700	449,100
	42	234,600	263,400	321,300	364,000	410,200	450,000
	43	236,100	264,700	322,800	366,000	411,700	450,800
	44	237,700	266,100	324,400	368,000	413,200	451,700
	45	239,000	267,400	325,900	370,000	414,700	452,500
	46	240,500	268,800	327,500	372,000	416,200	453,400
47	241,900	270,100	329,100	374,000	417,700	454,300	

48	243,300	271,500	330,700	376,000	419,200	455,200
49	244,700	272,800	332,300	378,000	420,600	456,000
50	246,100	274,100	333,900	380,000	422,100	456,800
51	247,500	275,300	335,400	381,900	423,600	457,600
52	248,900	276,600	336,900	383,900	425,100	458,400
53	250,300	277,800	338,400	385,800	426,600	459,200
54	251,800	279,100	339,900	387,600	427,900	
55	253,200	280,400	341,300	389,400	429,200	
56	254,600	281,700	342,800	391,200	430,500	
57	256,000	282,900	344,200	392,900	431,800	
58	257,300	284,300	345,800	394,700	432,800	
59	258,600	285,600	347,300	396,400	433,700	
60	259,900	287,000	348,900	398,200	434,600	
61	261,200	288,300	350,400	399,900	435,500	
62	262,500	289,700	352,000	401,500	436,200	
63	263,700	291,100	353,500	403,100	437,000	
64	265,000	292,500	355,100	404,700	437,800	
65	266,200	293,800	356,600	406,300	438,600	
66	267,500	295,200	358,100	407,700	439,300	
67	268,800	296,500	359,500	409,100	440,000	
68	270,100	297,800	360,900	410,500	440,700	
69	271,400	299,100	362,300	411,900	441,300	
70	272,700	300,400	363,700	413,400	442,000	
71	274,000	301,600	365,100	414,800	442,600	
72	275,300	302,900	366,500	416,200	443,300	
73	276,500	304,100	367,800	417,600	443,900	
74	277,700	305,400	369,000	419,000		
75	278,900	306,700	370,200	420,300		
76	280,100	308,000	371,400	421,600		
77	281,200	309,200	372,500	422,900		
78	282,300	310,600	373,500	424,300		
79	283,400	312,000	374,400	425,600		
80	284,500	313,400	375,300	426,900		
81	285,500	314,700	376,200	428,200		
82	286,100	315,900	377,000	429,000		
83	286,600	317,100	377,800	429,800		
84	287,200	318,300	378,600	430,600		
85	287,700	319,400	379,400	431,300		
86		320,700	380,200	432,000		
87		321,900	381,000	432,600		
88		323,200	381,800	433,300		
89		324,400	382,600	433,900		
90		325,600	383,400			
91		326,700	384,100			
92		327,800	384,900			
93		328,900	385,600			
94		329,600	386,400			
95		330,200	387,100			
96		330,800	387,800			
97		331,400	388,500			

	98			389,300			
	99			390,000			
	100			390,700			
	101			391,400			
	102			392,200			
	103			392,900			
	104			393,700			
	105			394,400			
	106			395,200			
	107			395,900			
	108			396,700			
	109			397,400			
	110			398,200			
	111			398,900			
	112			399,600			
	113			400,300			
	114			401,000			
	115			401,600			
	116			402,200			
	117			402,800			
	118			403,400			
	119			404,000			
	120			404,600			
	121			405,100			
	122			405,800			
	123			406,400			
	124			407,000			
	125			407,600			
	126			408,200			
	127			408,700			
	128			409,300			
	129			409,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		232,600	260,100	271,000	281,700	303,800	343,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	160,400	238,600	270,300	299,400	333,300	353,900	394,600	446,800	504,700
	2	161,600	240,300	272,400	301,300	335,200	356,400	397,200	449,700	507,600
	3	162,700	242,000	274,500	303,200	337,000	358,800	399,800	452,500	510,500
	4	163,800	243,700	276,600	305,100	338,900	361,300	402,400	455,400	513,400
	5	164,900	245,400	278,600	307,000	340,700	363,700	404,900	458,200	516,200
	6	166,200	247,100	280,600	308,900	342,600	366,100	407,400	461,100	518,900
	7	167,400	248,800	282,600	310,800	344,400	368,500	409,900	463,900	521,600
	8	168,700	250,500	284,600	312,700	346,300	370,900	412,400	466,800	524,300
	9	169,900	252,200	286,500	314,500	348,100	373,300	414,800	469,600	527,000
	10	171,600	253,900	288,500	316,400	349,900	375,700	417,300	472,400	529,500
	11	173,300	255,600	290,400	318,200	351,600	378,100	419,800	475,200	531,900
	12	175,000	257,300	292,400	320,100	353,400	380,500	422,300	478,000	534,300
	13	176,700	259,000	294,300	321,900	355,100	382,900	424,700	480,700	536,700
	14	178,400	260,700	296,300	323,800	356,800	385,300	427,100	483,200	538,700
	15	180,100	262,300	298,200	325,600	358,500	387,700	429,500	485,700	540,700
	16	181,800	264,000	300,200	327,500	360,200	390,100	431,900	488,200	542,700
	17	183,500	265,600	302,100	329,300	361,900	392,500	434,200	490,700	544,600
	18	185,200	267,300	304,100	331,200	363,600	394,800	436,500	492,900	546,300
	19	186,900	268,900	306,000	333,000	365,300	397,000	438,800	495,100	548,000
	20	188,600	270,600	308,000	334,900	367,000	399,200	441,100	497,300	549,700
	21	190,300	272,200	309,900	336,700	368,600	401,400	443,400	499,500	551,300
	22	192,100	273,900	311,900	338,600	370,300	403,600	445,100	501,100	552,700
	23	193,800	275,500	313,800	340,400	372,000	405,700	446,800	502,600	554,100
	24	195,600	277,200	315,700	342,300	373,700	407,900	448,500	504,200	555,500
	25	197,300	278,800	317,600	344,100	375,300	410,000	450,200	505,700	556,800
	26	199,100	280,500	319,600	345,900	377,000	411,900	451,800	507,000	
	27	200,800	282,100	321,500	347,600	378,700	413,700	453,300	508,200	
	28	202,500	283,800	323,400	349,400	380,400	415,600	454,900	509,400	
	29	204,200	285,400	325,300	351,100	382,000	417,400	456,400	510,600	
	30	206,000	287,100	327,200	352,700	383,600	418,900	457,900	511,500	
	31	207,700	288,700	329,000	354,300	385,200	420,400	459,300	512,400	
	32	209,500	290,300	330,900	355,900	386,800	421,900	460,800	513,300	
	33	211,200	291,900	332,700	357,400	388,400	423,400	462,200	514,100	
	34	213,000	293,500	334,600	358,900	389,900	424,700	463,600	514,900	
	35	214,700	295,100	336,400	360,400	391,300	425,900	464,900	515,600	
	36	216,500	296,700	338,200	361,900	392,800	427,200	466,200	516,400	
	37	218,200	298,300	340,000	363,400	394,200	428,400	467,500	517,100	
	38	219,900	299,900	341,800	364,800	395,400	429,700	468,700		
	39	221,600	301,500	343,600	366,100	396,600	430,900	469,900		
	40	223,300	303,100	345,400	367,500	397,800	432,200	471,100		
	41	225,000	304,700	347,100	368,800	398,900	433,400	472,200		
	42	226,700	306,200	348,700	370,000	399,700	434,200	473,200		
	43	228,400	307,600	350,300	371,200	400,500	435,000	474,200		
	44	230,100	309,100	351,900	372,400	401,300	435,800	475,200		
	45	231,800	310,500	353,400	373,600	402,000	436,600	476,100		
	46	233,500	311,900	354,900	374,700	402,700	437,400	476,800		
	47	235,200	313,200	356,400	375,700	403,300	438,100	477,400		
	48	236,900	314,600	357,900	376,800	403,900	438,900	478,100		
	49	238,600	315,900	359,400	377,800	404,500	439,600	478,700		
	50	240,300	317,300	360,800	378,700	405,200	440,200	479,400		
	51	242,000	318,600	362,100	379,500	405,800	440,800	480,000		
	52	243,700	320,000	363,500	380,400	406,400	441,400	480,700		
53	245,400	321,300	364,800	381,200	407,000	442,000	481,300			

54	247,100	322,700	366,000	382,000	407,600	442,600	482,000		
55	248,800	324,000	367,200	382,800	408,200	443,100	482,600		
56	250,500	325,300	368,400	383,600	408,800	443,700	483,200		
57	252,100	326,600	369,600	384,400	409,400	444,200	483,800		
58	253,800	327,900	370,700	385,200	409,800	444,700			
59	255,400	329,200	371,700	385,900	410,100	445,200			
60	257,100	330,500	372,800	386,700	410,500	445,700			
61	258,700	331,700	373,800	387,400	410,800	446,200			
62	260,400	332,600	374,700	388,100	411,200	446,700			
63	262,000	333,500	375,500	388,800	411,500	447,200			
64	263,700	334,400	376,400	389,500	411,900	447,700			
65	265,300	335,300	377,200	390,200	412,200	448,100			
66	266,900	336,100	378,000	390,900	412,600	448,600			
67	268,500	336,900	378,800	391,500	412,900	449,000			
68	270,100	337,700	379,600	392,200	413,300	449,400			
69	271,600	338,500	380,300	392,800	413,600	449,800			
70	273,200	339,300	381,100	393,400	414,000	450,200			
71	274,800	340,000	381,900	393,900	414,300	450,600			
72	276,400	340,800	382,700	394,500	414,600	451,000			
73	277,900	341,500	383,400	395,000	414,900	451,400			
74	279,200	342,300	384,100	395,500	415,200	451,800			
75	280,500	343,000	384,800	396,000	415,500	452,100			
76	281,800	343,700	385,500	396,500	415,800	452,500			
77	283,100	344,400	386,200	397,000	416,100	452,800			
78	284,100	345,200	386,900	397,500					
79	285,000	345,900	387,500	398,000					
80	285,900	346,600	388,100	398,500					
81	286,800	347,300	388,700	398,900					
82	287,600	347,900	389,300	399,400					
83	288,400	348,400	389,900	399,800					
84	289,200	348,900	390,500	400,200					
85	289,900	349,400	391,000	400,600					
86	290,500	349,900	391,500	401,000					
87	291,100	350,400	392,000	401,400					
88	291,700	350,900	392,500	401,800					
89	292,200	351,400	393,000	402,200					
90		351,900	393,500	402,600					
91		352,400	394,000	402,900					
92		352,900	394,500	403,200					
93		353,400	394,900	403,500					
94		353,900	395,400	403,800					
95		354,400	395,800	404,100					
96		354,900	396,200	404,400					
97		355,300	396,600	404,700					
98		355,800	397,000	405,000					
99		356,200	397,400	405,300					
100		356,700	397,800	405,600					
101		357,100	398,200	405,900					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	214,500	242,600	265,500	268,700	288,600	304,700	325,600	359,500	408,000

備考 この表は、消防吏員に適用する。

(さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>375,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 [略]</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年さいたま市条例第35号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2</p>	号給	給料月額		円	1	<u>375,000</u>	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>375,000</u>																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				

項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	(給与条例の適用除外等) 第9条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後

の給与条例」という。)別表第1から別表第3までの規定及び第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員給与条例」という。)第7条第1項の規定は令和4年4月1日から、改正後の給与条例第30条第2項及び改正後の任期付職員給与条例第9条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

さいたま市条例第46号

さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例

(さいたま市市税条例の一部改正)

第1条 さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する<u>端末機</u>（以下この項において「<u>端末機</u>」という。）による法第20条の10の納税証明書の交付（<u>端末機で当該納税証明書の交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合における端末機による交付以外の交付を含む。</u>）の手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p> <p><u>（電子情報処理組織を使用する方法による証明書の交付請求に係る手数料に関する特例）</u></p> <p>第60条 <u>さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第46号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により交付の請求（番号法第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）第2条第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電</u></p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する<u>端末機</u>による法第20条の10の納税証明書の交付の手数料は、証明書1枚ごとに200円とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>附 則</p>

子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして請求するものに限る。)を行う場合の第10条第1項及び第82条の3第1項の規定の適用については、これらの項中「300円」とあるのは、「200円」とする。

(さいたま市事務手数料条例の一部改正)

第2条 さいたま市事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 [略]</p> <p><u>（電子情報処理組織を使用する方法による証明の申請に係る手数料に関する特例）</u></p> <p><u>4</u> <u>さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第46号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）第2条第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の次に掲げる証明に係る手数料の額については、別表第1項の規定にかかわらず、1件につき200円とする。</u></p> <p><u>(1) 市税に係る証明（さいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第10条第1項及び第82条の3第1項に規定する証明書に</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 [略]</p>

よる証明を除く。)

(2) 身分に係る証明

(3) 現に婚姻していないことの証明

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の額
1 各種の証明	1件につき 300円（さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機（以下この項において「 <u>端末機</u> 」という。）により証明書の交付（ <u>端末機で証明書の交付を受けようとする者が市長の使用に係る電子計算機又は電気通信回線の故障により端末機による交付を受けることができない場合における端末機による交付以外の交付を含む。</u> ）を受ける場合については、1件につき200円）
2～4	[略]

備考 [略]

別表（第2条関係）

事務の種類	手数料の額
1 各種の証明	1件につき 300円（さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機により証明書の交付を受ける場合については、1件につき200円）
2～4	[略]

備考 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年1月4日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後のさいたま市市税条例附則第60条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の交付の請求に係る手数料について適用し、同日前の交付の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後のさいたま市事務手数料条例附則第4項の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第47号

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市戸籍等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>（電子情報処理組織を使用する方法による交付の申請に係る手数料に関する特例）</u></p> <p>6 <u>さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第47号）の施行の日から令和8年3月31日までの間、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年さいたま市条例第66号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による申請（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードを用いてさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成18年さいたま市規則第154号）第2条第2項第2号の電子署名を行い、当該電子署名に係る同項第3号の電子証明書と併せてこれを市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録をして申請するものに限る。）を行う場合の別表第1項第1号及び第2項に掲げる交付の手数料の額については、さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）第13条第2項に規定する端末機（以下「端末機」という。）による交付以外の交付を受ける場合の手数料の額から100円を減じた額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 [略]</p>								
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 法第10条第1項及び第10条の2第</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	手数料の額	1 法第10条第1項及び第10条の2第		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事務の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 法第10条第1項及び第10条の2第</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務の種類	手数料の額	1 法第10条第1項及び第10条の2第	
事務の種類	手数料の額								
1 法第10条第1項及び第10条の2第									
事務の種類	手数料の額								
1 法第10条第1項及び第10条の2第									

<p>1 項から第 5 項まで (これらの規定を法 第 1 2 条の 2 におい て準用する場合を含 む。)、第 4 8 条第 1 項及び第 2 項 (こ れらの規定を法第 1 1 7 条において準用 する場合を含む。)、 第 1 2 0 条第 1 項並 びに第 1 2 6 条の規 定による戸籍に関す る事務</p> <p>(1) 戸籍の謄本若し くは抄本の交付又 は磁気ディスクを もって調製された 戸籍に記録されて いる事項の全部若 しくは一部を証明 した書面の交付</p> <p>(2)~(6) [略]</p>	<p>1 通につき 4 5 0 円 (端末機により交 付 (端末機で交付を 受けようとする者が 市長の使用に係る電 子計算機又は電気通 信回線の故障により 端末機による交付を 受けることができな い場合における端末 機による交付以外の 交付を含む。次項及 び第 6 項において同 じ。) を受ける場合 については、1 通に つき 3 5 0 円)</p> <p>[略]</p>
<p>2 住民票若しくは住 民票の除票又は戸籍 の附票若しくは戸籍 の附票の除票の写し の交付</p>	<p>1 件につき 3 0 0 円 (端末機により交 付を受ける場合につ いては、1 件につき 2 0 0 円)</p>
<p>3 ~ 5 [略]</p>	
<p>6 印鑑登録に関する 証明</p>	<p>1 件につき 3 0 0 円 (証明書を端末機 により交付を受ける 場合については、1 件につき 2 0 0 円)</p>
<p>7 ・ 8 [略]</p>	

<p>1 項から第 5 項まで (これらの規定を法 第 1 2 条の 2 におい て準用する場合を含 む。)、第 4 8 条第 1 項及び第 2 項 (こ れらの規定を法第 1 1 7 条において準用 する場合を含む。)、 第 1 2 0 条第 1 項並 びに第 1 2 6 条の規 定による戸籍に関す る事務</p> <p>(1) 戸籍の謄本若し くは抄本の交付又 は磁気ディスクを もって調製された 戸籍に記録されて いる事項の全部若 しくは一部を証明 した書面の交付</p> <p>(2)~(6) [略]</p>	<p>1 通につき 4 5 0 円</p> <p>[略]</p>
<p>2 住民票若しくは住 民票の除票又は戸籍 の附票若しくは戸籍 の附票の除票の写し の交付</p>	<p>1 件につき 3 0 0 円 (さいたま市印鑑 条例 (平成 1 3 年さ いたま市条例第 2 0 0 号) 第 1 3 条第 2 項に規定する端末機 (以下「端末機」と いう。) により交付 を受ける場合につい ては、1 件につき 2 0 0 円)</p>
<p>3 ~ 5 [略]</p>	
<p>6 印鑑登録に関する 証明</p>	<p>1 件につき 3 0 0 円 (端末機により証 明書の交付を受ける 場合については、1 件につき 2 0 0 円)</p>
<p>7 ・ 8 [略]</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市戸籍等関係事務手数料条例附則第6項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市条例第48号

さいたま市教職員の給与に関する条例及びさいたま市教職員定数条例等の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

(さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）
の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	476,700
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	477,400
44	241,700	296,900	358,500	409,000	478,100	

45	242,900	298,900	360,300	410,600	478,700
46	244,200	301,300	362,300	411,900	479,400
47	245,500	303,500	364,200	413,400	480,100
48	246,600	306,100	366,200	415,000	480,800
49	247,900	308,300	367,800	416,700	481,400
50	249,300	310,700	369,600	418,100	482,100
51	250,500	313,000	371,500	419,700	482,800
52	251,900	315,200	373,500	421,200	483,500
53	253,000	317,300	375,300	422,900	484,100
54	254,200	319,100	377,100	424,400	484,800
55	255,500	320,700	378,900	426,000	485,500
56	256,500	322,300	380,600	427,600	486,200
57	257,800	324,200	382,100	429,100	486,800
58	258,500	326,300	383,700	430,600	487,500
59	259,600	328,400	385,400	431,800	488,200
60	260,600	330,400	387,100	433,000	488,900
61	261,700	332,500	388,300	434,200	489,500
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	
68	270,200	347,100	397,800	442,800	
69	271,500	348,900	399,100	444,000	
70	272,800	350,800	400,400	445,200	
71	274,100	352,800	401,800	446,400	
72	275,400	354,800	403,100	447,600	
73	276,400	356,400	404,400	448,700	
74	277,600	358,300	405,800	449,300	
75	278,900	360,100	407,200	449,800	
76	279,900	362,000	408,500	450,300	
77	280,800	363,800	409,700	450,800	
78	281,800	365,500	410,900	451,400	
79	282,800	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000	457,700	
91	296,200	383,700	426,000	458,200	
92	297,400	385,000	427,000	458,700	
93	297,900	386,300	427,900	459,200	
94	298,900	387,400	428,700	459,800	
95	300,000	388,700	429,500	460,300	

96	301,200	389,900	430,300	460,800
97	302,200	391,300	431,100	461,300
98	303,300	392,300	431,500	461,900
99	304,300	393,400	431,900	462,400
100	305,400	394,400	432,300	462,900
101	306,300	395,300	432,700	463,400
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	
111	314,300	404,400	435,500	
112	314,800	405,200	435,700	
113	315,400	405,800	435,900	
114	315,800	406,500	436,200	
115	316,300	407,200	436,500	
116	316,800	407,900	436,700	
117	317,400	408,500	436,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		

	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 教職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員	1	円 164,400	円 180,200	円 267,500	円 296,000	円 406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200

48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50	248,800	285,500	365,500	387,300	455,700
51	250,200	287,400	367,100	388,800	456,200
52	251,300	289,200	368,700	390,200	456,700
53	252,400	290,600	370,100	391,400	457,200
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	
66	265,900	319,100	386,700	407,200	
67	267,000	320,700	387,700	408,400	
68	268,300	322,300	388,800	409,500	
69	269,800	324,200	390,000	410,500	
70	271,300	326,300	391,000	411,700	
71	272,600	328,400	392,100	412,900	
72	274,000	330,400	393,300	414,100	
73	274,800	332,500	394,300	414,700	
74	275,800	334,600	395,400	415,500	
75	277,000	336,800	396,500	416,200	
76	278,000	339,000	397,600	416,700	
77	279,200	340,700	398,500	417,000	
78	280,200	342,600	399,400	417,400	
79	281,400	344,300	400,400	417,800	
80	282,300	346,100	401,400	418,200	
81	283,500	347,900	402,200	418,500	
82	284,300	349,700	403,000	418,900	
83	285,300	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700	422,600	
95	295,100	368,200	411,000	422,900	
96	295,900	369,400	411,300	423,100	
97	296,700	370,400	411,600	423,300	

98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	425,600
107	302,300	379,900	414,200	425,900
108	302,500	380,900	414,400	426,100
109	302,700	381,700	414,600	426,300
110	302,900	382,700	414,900	426,600
111	303,200	383,700	415,200	426,900
112	303,500	384,700	415,400	427,100
113	303,700	385,300	415,600	427,300
114	303,900	386,200	415,900	427,600
115	304,100	387,100	416,200	427,900
116	304,400	388,000	416,400	428,100
117	304,700	388,800	416,600	428,300
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		

	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用 教職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円
	1	158,400	183,000	278,700
	2	160,000	184,600	280,800
	3	161,600	186,100	282,800
	4	163,200	187,700	284,900
	5	164,800	189,200	286,900
	6	166,400	190,700	289,000
	7	167,900	192,200	291,000
	8	169,500	193,700	293,100
	9	171,000	195,100	295,100
	10	172,500	196,700	297,200
	11	174,000	198,200	299,300
	12	175,500	199,800	301,400
	13	177,000	201,300	303,400
	14	178,500	203,200	305,500
	15	180,000	205,100	307,500
	16	181,500	207,000	309,600
	17	183,000	208,900	311,600
	18	184,600	210,900	313,700
	19	186,100	212,800	315,700
	20	187,600	214,800	317,800
	21	189,100	216,700	319,800
	22	190,700	218,500	321,800
	23	192,200	220,300	323,700
	24	193,800	222,100	325,700
	25	195,300	223,900	327,600
	26	196,900	225,700	329,500
	27	198,400	227,500	331,400
	28	200,000	229,300	333,300
	29	201,500	231,100	335,200
	30	203,100	232,800	337,100
	31	204,700	234,500	338,900
	32	206,300	236,200	340,700
	33	207,800	237,900	342,500
	34	209,400	239,700	344,300
	35	211,000	241,500	346,100
	36	212,600	243,300	347,900
	37	214,200	245,000	349,700
	38	215,800	246,800	351,300
	39	217,400	248,500	352,900
	40	219,000	250,300	354,500
	41	220,600	252,000	356,100
	42	222,300	253,600	357,600
	43	223,900	255,100	359,000
	44	225,600	256,700	360,500
45	227,200	258,200	361,900	

46	229,000	259,900	363,200
47	230,700	261,500	364,500
48	232,500	263,100	365,800
49	234,200	264,700	367,000
50	235,900	266,200	368,300
51	237,600	267,700	369,500
52	239,300	269,200	370,800
53	241,000	270,700	372,000
54	242,600	272,300	373,100
55	244,200	273,800	374,100
56	245,800	275,400	375,100
57	247,400	276,900	376,100
58	249,000	278,600	377,100
59	250,500	280,300	378,000
60	252,000	282,000	379,000
61	253,200	283,600	379,900
62	254,600	285,200	380,800
63	256,000	286,800	381,600
64	257,400	288,400	382,500
65	258,700	290,000	383,300
66	260,000	291,700	384,100
67	261,300	293,300	384,900
68	262,600	295,000	385,700
69	263,800	296,600	386,400
70	265,100	298,300	387,100
71	266,400	300,000	387,800
72	267,700	301,700	388,500
73	268,900	303,300	389,200
74	270,200	305,000	390,000
75	271,400	306,700	390,700
76	272,700	308,400	391,400
77	273,900	310,000	392,100
78	275,200	311,500	392,800
79	276,500	313,000	393,500
80	277,800	314,500	394,200
81	279,000	315,900	394,900
82	280,100	317,400	395,600
83	281,200	318,900	396,200
84	282,300	320,400	396,900
85	283,300	321,900	397,500
86	284,400	323,100	398,200
87	285,500	324,200	398,800
88	286,600	325,400	399,500
89	287,600	326,500	400,100
90	288,400	327,600	400,800
91	289,100	328,700	401,400
92	289,900	329,800	402,000
93	290,600	330,800	402,600
94	291,300	331,800	403,300
95	291,900	332,700	403,900
96	292,500	333,700	404,500

	97	293,100	334,600	405,100
	98		335,300	405,800
	99		335,900	406,400
	100		336,500	407,000
	101		337,100	407,600
	102		337,800	408,200
	103		338,500	408,700
	104		339,200	409,300
	105		339,800	409,800
	106		340,500	
	107		341,100	
	108		341,800	
	109		342,400	
再任用 教職員		214,200	246,700	266,800

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

学校事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円	円
	1	145,900	234,200	268,900	304,900
	2	147,100	236,000	271,000	307,000
	3	148,200	237,700	273,000	309,000
	4	149,300	239,500	275,100	311,100
	5	150,400	241,200	277,100	313,100
	6	151,700	242,900	279,100	315,100
	7	152,900	244,600	281,100	317,100
	8	154,200	246,300	283,100	319,100
	9	155,400	247,900	285,000	321,100
	10	157,100	249,600	287,000	323,100
	11	158,800	251,300	288,900	325,100
	12	160,500	253,000	290,900	327,100
	13	162,200	254,600	292,800	329,000
	14	164,000	256,300	294,800	331,000
	15	165,700	257,900	296,700	332,900
	16	167,400	259,600	298,600	334,800
	17	169,100	261,200	300,500	336,700
	18	170,900	262,900	302,500	338,600
	19	172,600	264,500	304,400	340,500
	20	174,300	266,200	306,400	342,400
	21	176,000	267,800	308,300	344,200
	22	177,800	269,500	310,300	346,100
	23	179,500	271,100	312,200	347,900
	24	181,200	272,800	314,100	349,800
	25	182,900	274,400	316,000	351,600
	26	184,700	276,100	318,000	353,400
	27	186,500	277,700	319,900	355,200
	28	188,300	279,400	321,800	357,000
	29	190,000	281,000	323,700	358,800
	30	191,800	282,700	325,600	360,600
	31	193,600	284,300	327,500	362,300
	32	195,400	286,000	329,400	364,100
	33	197,200	287,600	331,300	365,800
	34	199,000	289,300	333,200	367,500
	35	200,800	290,900	335,000	369,200
	36	202,600	292,500	336,900	370,900
	37	204,400	294,100	338,700	372,500
	38	206,200	295,800	340,600	374,100
	39	208,000	297,400	342,400	375,700
	40	209,800	299,000	344,300	377,300
	41	211,600	300,600	346,100	378,800
	42	213,500	302,200	347,700	380,400
	43	215,300	303,700	349,200	381,900
	44	217,200	305,200	350,700	383,500
45	219,000	306,700	352,200	385,000	

46	220,900	308,100	353,800	386,300
47	222,800	309,500	355,300	387,600
48	224,700	310,900	356,800	388,900
49	226,500	312,300	358,300	390,200
50	228,400	313,700	359,700	391,400
51	230,300	315,100	361,000	392,600
52	232,200	316,500	362,400	393,800
53	234,100	317,800	363,700	394,900
54	236,000	319,200	364,900	395,700
55	237,900	320,500	366,100	396,500
56	239,800	321,900	367,300	397,300
57	241,600	323,200	368,500	398,000
58	243,500	324,600	369,600	398,700
59	245,300	325,900	370,600	399,400
60	247,100	327,300	371,700	400,100
61	248,600	328,600	372,700	400,800
62	250,400	329,600	373,700	401,500
63	252,200	330,600	374,600	402,100
64	254,000	331,600	375,600	402,800
65	255,700	332,500	376,500	403,400
66	257,400	333,400	377,400	404,000
67	259,100	334,200	378,300	404,600
68	260,800	335,100	379,200	405,200
69	262,400	335,900	380,000	405,800
70	263,800	336,700	380,800	406,200
71	265,200	337,500	381,600	406,500
72	266,600	338,300	382,400	406,900
73	268,000	339,100	383,200	407,200
74	269,200	339,900	384,000	407,600
75	270,300	340,700	384,700	407,900
76	271,500	341,500	385,500	408,300
77	272,600	342,200	386,200	408,600
78	273,600	343,000	386,900	409,000
79	274,500	343,800	387,500	409,300
80	275,400	344,600	388,100	409,700
81	276,300	345,300	388,700	410,000
82	277,100	345,900	389,300	410,400
83	277,800	346,400	389,900	410,700
84	278,500	346,900	390,500	411,000
85	279,200	347,400	391,000	411,300
86	279,700	347,900	391,500	411,600
87	280,100	348,400	392,000	411,900
88	280,500	348,900	392,500	412,200
89	280,900	349,400	393,000	412,500
90		349,900	393,500	
91		350,400	394,000	
92		350,900	394,500	
93		351,400	394,900	
94		351,900	395,400	
95		352,400	395,800	
96		352,900	396,200	

	97		353,300	396,600	
	98		353,800	397,000	
	99		354,200	397,400	
	100		354,700	397,800	
	101		355,100	398,200	
再任用 教職員		214,000	242,100	265,000	288,100

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

(さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市教職員定数条例等の一部を改正する条例（令和4年さいたま市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中別表第1から別表第3までの改正規定を次のように改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

教育職給料表

ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円	円
	1	164,400	207,400	267,500	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	269,900	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	272,200	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	274,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	276,800	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	279,100	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	281,300	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	283,400	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	285,500	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	287,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	290,100	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	292,200	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	294,600	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	296,400	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	298,300	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	300,000	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	301,800	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	304,100	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	306,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	308,700	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	310,900	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	313,300	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	315,500	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	318,100	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	320,500	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	322,800	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	325,000	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	327,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	329,200	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	330,800	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	332,400	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	334,000	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	335,800	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	337,900	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	340,000	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	342,000	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	344,100	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	346,200	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	348,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	350,500	403,100	475,400
	41	236,800	290,600	352,400	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	354,500	406,200	476,700
	43	240,100	294,700	356,400	407,500	477,400
44	241,700	296,900	358,500	409,000	478,100	

45	242,900	298,900	360,300	410,600	478,700
46	244,200	301,300	362,300	411,900	479,400
47	245,500	303,500	364,200	413,400	480,100
48	246,600	306,100	366,200	415,000	480,800
49	247,900	308,300	367,800	416,700	481,400
50	249,300	310,700	369,600	418,100	482,100
51	250,500	313,000	371,500	419,700	482,800
52	251,900	315,200	373,500	421,200	483,500
53	253,000	317,300	375,300	422,900	484,100
54	254,200	319,100	377,100	424,400	484,800
55	255,500	320,700	378,900	426,000	485,500
56	256,500	322,300	380,600	427,600	486,200
57	257,800	324,200	382,100	429,100	486,800
58	258,500	326,300	383,700	430,600	487,500
59	259,600	328,400	385,400	431,800	488,200
60	260,600	330,400	387,100	433,000	488,900
61	261,700	332,500	388,300	434,200	489,500
62	262,600	334,600	389,700	435,500	
63	263,700	336,800	391,100	436,800	
64	264,500	339,000	392,400	438,000	
65	265,800	340,700	393,800	439,200	
66	267,200	342,900	395,000	440,400	
67	268,600	344,900	396,400	441,600	
68	270,200	347,100	397,800	442,800	
69	271,500	348,900	399,100	444,000	
70	272,800	350,800	400,400	445,200	
71	274,100	352,800	401,800	446,400	
72	275,400	354,800	403,100	447,600	
73	276,400	356,400	404,400	448,700	
74	277,600	358,300	405,800	449,300	
75	278,900	360,100	407,200	449,800	
76	279,900	362,000	408,500	450,300	
77	280,800	363,800	409,700	450,800	
78	281,800	365,500	410,900	451,400	
79	282,800	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000	457,700	
91	296,200	383,700	426,000	458,200	
92	297,400	385,000	427,000	458,700	
93	297,900	386,300	427,900	459,200	
94	298,900	387,400	428,700	459,800	
95	300,000	388,700	429,500	460,300	

96	301,200	389,900	430,300	460,800
97	302,200	391,300	431,100	461,300
98	303,300	392,300	431,500	461,900
99	304,300	393,400	431,900	462,400
100	305,400	394,400	432,300	462,900
101	306,300	395,300	432,700	463,400
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	
111	314,300	404,400	435,500	
112	314,800	405,200	435,700	
113	315,400	405,800	435,900	
114	315,800	406,500	436,200	
115	316,300	407,200	436,500	
116	316,800	407,900	436,700	
117	317,400	408,500	436,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		

	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員	1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	345,900	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	347,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	349,800	372,900	450,700
	41	235,800	266,600	351,300	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	353,100	375,400	451,700
	43	239,100	271,100	354,700	376,800	452,200
	44	240,700	273,200	356,400	378,300	452,700
	45	242,300	275,300	358,200	379,700	453,200
	46	243,800	277,500	359,900	381,300	453,700
	47	245,100	279,600	361,200	382,900	454,200

48	246,400	281,500	362,800	384,400	454,700
49	247,500	283,800	364,000	385,800	455,200
50	248,800	285,500	365,500	387,300	455,700
51	250,200	287,400	367,100	388,800	456,200
52	251,300	289,200	368,700	390,200	456,700
53	252,400	290,600	370,100	391,400	457,200
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	
66	265,900	319,100	386,700	407,200	
67	267,000	320,700	387,700	408,400	
68	268,300	322,300	388,800	409,500	
69	269,800	324,200	390,000	410,500	
70	271,300	326,300	391,000	411,700	
71	272,600	328,400	392,100	412,900	
72	274,000	330,400	393,300	414,100	
73	274,800	332,500	394,300	414,700	
74	275,800	334,600	395,400	415,500	
75	277,000	336,800	396,500	416,200	
76	278,000	339,000	397,600	416,700	
77	279,200	340,700	398,500	417,000	
78	280,200	342,600	399,400	417,400	
79	281,400	344,300	400,400	417,800	
80	282,300	346,100	401,400	418,200	
81	283,500	347,900	402,200	418,500	
82	284,300	349,700	403,000	418,900	
83	285,300	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700	422,600	
95	295,100	368,200	411,000	422,900	
96	295,900	369,400	411,300	423,100	
97	296,700	370,400	411,600	423,300	

98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	425,600
107	302,300	379,900	414,200	425,900
108	302,500	380,900	414,400	426,100
109	302,700	381,700	414,600	426,300
110	302,900	382,700	414,900	426,600
111	303,200	383,700	415,200	426,900
112	303,500	384,700	415,400	427,100
113	303,700	385,300	415,600	427,300
114	303,900	386,200	415,900	427,600
115	304,100	387,100	416,200	427,900
116	304,400	388,000	416,400	428,100
117	304,700	388,800	416,600	428,300
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		

	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条関係)

学校栄養職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円
	1	158,400	183,000	278,700
	2	160,000	184,600	280,800
	3	161,600	186,100	282,800
	4	163,200	187,700	284,900
	5	164,800	189,200	286,900
	6	166,400	190,700	289,000
	7	167,900	192,200	291,000
	8	169,500	193,700	293,100
	9	171,000	195,100	295,100
	10	172,500	196,700	297,200
	11	174,000	198,200	299,300
	12	175,500	199,800	301,400
	13	177,000	201,300	303,400
	14	178,500	203,200	305,500
	15	180,000	205,100	307,500
	16	181,500	207,000	309,600
	17	183,000	208,900	311,600
	18	184,600	210,900	313,700
	19	186,100	212,800	315,700
	20	187,600	214,800	317,800
	21	189,100	216,700	319,800
	22	190,700	218,500	321,800
	23	192,200	220,300	323,700
	24	193,800	222,100	325,700
	25	195,300	223,900	327,600
	26	196,900	225,700	329,500
	27	198,400	227,500	331,400
	28	200,000	229,300	333,300
	29	201,500	231,100	335,200
	30	203,100	232,800	337,100
	31	204,700	234,500	338,900
	32	206,300	236,200	340,700
	33	207,800	237,900	342,500
	34	209,400	239,700	344,300
	35	211,000	241,500	346,100
	36	212,600	243,300	347,900
	37	214,200	245,000	349,700
	38	215,800	246,800	351,300
	39	217,400	248,500	352,900
	40	219,000	250,300	354,500
	41	220,600	252,000	356,100
	42	222,300	253,600	357,600
	43	223,900	255,100	359,000
	44	225,600	256,700	360,500
45	227,200	258,200	361,900	

46	229,000	259,900	363,200
47	230,700	261,500	364,500
48	232,500	263,100	365,800
49	234,200	264,700	367,000
50	235,900	266,200	368,300
51	237,600	267,700	369,500
52	239,300	269,200	370,800
53	241,000	270,700	372,000
54	242,600	272,300	373,100
55	244,200	273,800	374,100
56	245,800	275,400	375,100
57	247,400	276,900	376,100
58	249,000	278,600	377,100
59	250,500	280,300	378,000
60	252,000	282,000	379,000
61	253,200	283,600	379,900
62	254,600	285,200	380,800
63	256,000	286,800	381,600
64	257,400	288,400	382,500
65	258,700	290,000	383,300
66	260,000	291,700	384,100
67	261,300	293,300	384,900
68	262,600	295,000	385,700
69	263,800	296,600	386,400
70	265,100	298,300	387,100
71	266,400	300,000	387,800
72	267,700	301,700	388,500
73	268,900	303,300	389,200
74	270,200	305,000	390,000
75	271,400	306,700	390,700
76	272,700	308,400	391,400
77	273,900	310,000	392,100
78	275,200	311,500	392,800
79	276,500	313,000	393,500
80	277,800	314,500	394,200
81	279,000	315,900	394,900
82	280,100	317,400	395,600
83	281,200	318,900	396,200
84	282,300	320,400	396,900
85	283,300	321,900	397,500
86	284,400	323,100	398,200
87	285,500	324,200	398,800
88	286,600	325,400	399,500
89	287,600	326,500	400,100
90	288,400	327,600	400,800
91	289,100	328,700	401,400
92	289,900	329,800	402,000
93	290,600	330,800	402,600
94	291,300	331,800	403,300
95	291,900	332,700	403,900
96	292,500	333,700	404,500

	97	293,100	334,600	405,100
	98		335,300	405,800
	99		335,900	406,400
	100		336,500	407,000
	101		337,100	407,600
	102		337,800	408,200
	103		338,500	408,700
	104		339,200	409,300
	105		339,800	409,800
	106		340,500	
	107		341,100	
	108		341,800	
	109		342,400	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		214,200	246,700	266,800

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第3 (第4条関係)

学校事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員以 外の教 職員		円	円	円	円
	1	145,900	234,200	268,900	304,900
	2	147,100	236,000	271,000	307,000
	3	148,200	237,700	273,000	309,000
	4	149,300	239,500	275,100	311,100
	5	150,400	241,200	277,100	313,100
	6	151,700	242,900	279,100	315,100
	7	152,900	244,600	281,100	317,100
	8	154,200	246,300	283,100	319,100
	9	155,400	247,900	285,000	321,100
	10	157,100	249,600	287,000	323,100
	11	158,800	251,300	288,900	325,100
	12	160,500	253,000	290,900	327,100
	13	162,200	254,600	292,800	329,000
	14	164,000	256,300	294,800	331,000
	15	165,700	257,900	296,700	332,900
	16	167,400	259,600	298,600	334,800
	17	169,100	261,200	300,500	336,700
	18	170,900	262,900	302,500	338,600
	19	172,600	264,500	304,400	340,500
	20	174,300	266,200	306,400	342,400
	21	176,000	267,800	308,300	344,200
	22	177,800	269,500	310,300	346,100
	23	179,500	271,100	312,200	347,900
	24	181,200	272,800	314,100	349,800
	25	182,900	274,400	316,000	351,600
	26	184,700	276,100	318,000	353,400
	27	186,500	277,700	319,900	355,200
	28	188,300	279,400	321,800	357,000
	29	190,000	281,000	323,700	358,800
	30	191,800	282,700	325,600	360,600
	31	193,600	284,300	327,500	362,300
	32	195,400	286,000	329,400	364,100
	33	197,200	287,600	331,300	365,800
	34	199,000	289,300	333,200	367,500
	35	200,800	290,900	335,000	369,200
	36	202,600	292,500	336,900	370,900
	37	204,400	294,100	338,700	372,500
	38	206,200	295,800	340,600	374,100
	39	208,000	297,400	342,400	375,700
	40	209,800	299,000	344,300	377,300
	41	211,600	300,600	346,100	378,800
	42	213,500	302,200	347,700	380,400
	43	215,300	303,700	349,200	381,900
	44	217,200	305,200	350,700	383,500
45	219,000	306,700	352,200	385,000	

46	220,900	308,100	353,800	386,300
47	222,800	309,500	355,300	387,600
48	224,700	310,900	356,800	388,900
49	226,500	312,300	358,300	390,200
50	228,400	313,700	359,700	391,400
51	230,300	315,100	361,000	392,600
52	232,200	316,500	362,400	393,800
53	234,100	317,800	363,700	394,900
54	236,000	319,200	364,900	395,700
55	237,900	320,500	366,100	396,500
56	239,800	321,900	367,300	397,300
57	241,600	323,200	368,500	398,000
58	243,500	324,600	369,600	398,700
59	245,300	325,900	370,600	399,400
60	247,100	327,300	371,700	400,100
61	248,600	328,600	372,700	400,800
62	250,400	329,600	373,700	401,500
63	252,200	330,600	374,600	402,100
64	254,000	331,600	375,600	402,800
65	255,700	332,500	376,500	403,400
66	257,400	333,400	377,400	404,000
67	259,100	334,200	378,300	404,600
68	260,800	335,100	379,200	405,200
69	262,400	335,900	380,000	405,800
70	263,800	336,700	380,800	406,200
71	265,200	337,500	381,600	406,500
72	266,600	338,300	382,400	406,900
73	268,000	339,100	383,200	407,200
74	269,200	339,900	384,000	407,600
75	270,300	340,700	384,700	407,900
76	271,500	341,500	385,500	408,300
77	272,600	342,200	386,200	408,600
78	273,600	343,000	386,900	409,000
79	274,500	343,800	387,500	409,300
80	275,400	344,600	388,100	409,700
81	276,300	345,300	388,700	410,000
82	277,100	345,900	389,300	410,400
83	277,800	346,400	389,900	410,700
84	278,500	346,900	390,500	411,000
85	279,200	347,400	391,000	411,300
86	279,700	347,900	391,500	411,600
87	280,100	348,400	392,000	411,900
88	280,500	348,900	392,500	412,200
89	280,900	349,400	393,000	412,500
90		349,900	393,500	
91		350,400	394,000	
92		350,900	394,500	
93		351,400	394,900	
94		351,900	395,400	
95		352,400	395,800	
96		352,900	396,200	

	97		353,300	396,600	
	98		353,800	397,000	
	99		354,200	397,400	
	100		354,700	397,800	
	101		355,100	398,200	
定年前 再任用 短時間 勤務教 職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		214,000	242,100	265,000	288,100

備考 この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1から別表第3までの規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

さいたま市条例第49号

さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例及びさいたま市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

(さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正)

第1条 さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成14年さいたま市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町17番地7に設置する。	(設置) 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第5条第18項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区盆栽町453番地に設置する。

(さいたま市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第2条 さいたま市放課後児童クラブ条例（平成13年さいたま市条例第178号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
[略]			[略]		
さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	さいたま市北区 本郷町17番地 7	[略]	さいたま市立 大砂土放課後 児童クラブ	さいたま市北区 本郷町1番地	[略]
[略]			[略]		

附 則

この条例中第2条の規定は令和5年2月27日から、第1条の規定は同年3月1日から施行する。

さいたま市条例第50号

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成13年さいたま市条例第273号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額	負担区の名称	1平方メートル当たりの負担金額
[略]		[略]	
第42負担区	[略]	第42負担区	[略]
第43負担区	810円		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市条例第51号

さいたま市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第18条）
- 第3章 個人情報ファイル（第19条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第20条—第32条）
 - 第2節 訂正（第33条—第39条）
 - 第3節 利用停止（第40条—第45条）
 - 第4節 審査請求（第46条—第48条）
- 第5章 雑則（第49条—第54条）
- 第6章 罰則（第55条—第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、さいたま市議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することが

でき、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局（さいたま市議会議会局設置条例（平成20年さいたま市条例第21号）第1条に規定する議会局をいう。以下同じ。）の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する行政情報（以下「行政情報」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように

体系的に構成したもの

- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有して

いるものをいう。ただし、行政情報に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講じるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報取扱事務等の届出）

第4条 議会局は、個人情報を取り扱う事務（以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を議長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的及び概要
- (3) 個人情報の記録の対象者
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 要配慮個人情報を取り扱うときは、その旨
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議会局は、前項に規定する個人情報取扱事務を新たに開始した後に、第14条第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を経常的に自ら利用し、又は提供すること（以下この条において「目的外利用等」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめその旨を議長に届け出なければならない。

3 議会局は、第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務又は前項の規定による届出に係る目的外利用等を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を議長に届け出なければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、議会局は、緊急かつやむを得ない理由により、あら

かじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務又は目的外利用等を開始し、変更し、又は廃止した日以後において、当該届出をすることができる。

5 議長は、前各項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項をさいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成13年さいたま市条例第20号）第1条のさいたま市情報公開・個人情報保護審議会（第52条において「審議会」という。）に報告しなければならない。

6 議長は、第1項から第4項までの規定による届出に係る事項を議長が定めるところにより公示しなければならない。

7 議長は、第1項から第4項までの規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供さなければならない。

（個人情報の保有の制限等）

第5条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第14条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第6条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第7条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第8条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第9条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(個人情報保護管理者)

第11条 議長は、個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報及び個人関連情報の取扱いを適正に行うため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(従事者の義務)

第12条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、第10条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第55条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第13条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全

の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第22条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第14条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会若しくは水道事業管理者、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会局の特定の課又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第31条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条 第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第14条 第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第14条 第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第40条 第1項第1号	又は第14条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第14条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情

		報ファイルをいう。)に記録されているとき
第40条 第1項第 2号	第14条第1項及び第2項	番号法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第15条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第16条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講じることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第17条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第51条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第18条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第19条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的

- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第33条第1項又は第40条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第33条第1項ただし書又は第40条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準じる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
 - イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
 - ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
 - エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
 - オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
 - カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
 - キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準じるものとして議長が定める個人情報ファイル

- (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準じるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第20条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第50条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第21条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政情報の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、議長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつ

ては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第22条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第20条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第29条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方

独立行政法人の役員及び職員をいう。) である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分並びに当該公務員等の氏名に係る部分であって公にしても当該公務員等の個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第26条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、

正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第25条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人

情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第26条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第6条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第27条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第21条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第28条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第29条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第47条第2項第3号及び第48条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第26条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第22条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第24条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第47条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第30条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種

別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第26条第1項に規定する通知があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 5 保有個人情報の閲覧又は対面による写しの交付により開示を受ける者は、第21条第2項の開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第20条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第31条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料及び費用負担）

第32条 開示請求に係る手数料は、無料とする。

- 2 第30条第1項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第33条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第40条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第31条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第50条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内に行ななければならない。

(訂正請求の手續)

第34条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第35条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第36条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第37条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第34条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第38条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第39条 議長は、第36条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした

場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第40条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第7条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第14条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第14条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第50条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第41条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停

止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第42条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第43条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第44条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第41条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第45条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規

定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第47条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、さいたま市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成13年さいたま市条例第19号）第1条に規定するさいたま市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第48条 第29条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第49条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政情報に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第50条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第51条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第52条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 前条の苦情に対する処理をしようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、議会における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(施行の状況の公表)

第53条 議長は、毎年1回、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第54条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 罰則

第55条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項若しくは第17条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第56条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第57条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第58条 前3条の規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第59条 偽りその他不正の手段により、第26条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年さいたま市条例第42号）による改正前のさいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の例による。